

第6期 芽室町総合計画実施計画（案）
（修正部のみ）

基本目標 1 農業を軸とした活力と賑わいのあるまちづくり

1-1 持続可能な農業の基盤整備と支援の強化

1-1-1 担い手育成と農業の応援団づくり

主管課 農林課

1 現状と課題

本町農業は、恵まれた資源を活かし、小麦、てん菜、ばれいしょ、豆類及びスイートコーンなどの作付けを中心に、長いもやごぼうなどの野菜類の作付けを加えた大規模畑作農業経営と大規模化が進む畜産経営により、農業全体として堅調に推移しています。また、農産物加工や物流、農機具メーカーなどの関連産業を含め地域経済の発展に大きく寄与しています。

2024（令和6）年度に改正された、食料・農業・農村基本法で掲げる基本理念に基づき、食料・農業・農村を維持・発展させるためには、施策の方向性を具体化する計画を示すことが必要とされており、国が策定した「食料・農業・農村基本計画」においては、平時からの食料安全保障を実現する観点から、国際情勢や人口減少等の国内状況の変化に対応し、農業の構造転換を推し進めることとされています。

本町では約 550 戸の農家が約 20,000ha を耕作していますが、毎年 10 戸前後の離農や農業経営者の高齢化が進む一方、経営規模が拡大しており、担い手の育成・確保、農地の集積・集約化を推進する必要があります。また、労働力や生産コストの低減を図るためには、AI を活用したロボットトラクタ、ドローンの活用など、スマート農業技術の導入を推進し、農業の持続的な発展を推進していく必要があります。

食料安全保障の確保に向けては、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることを鑑み、国際的な食料の需給、貿易に影響を与え得る新たなリスク等に対し、諸外国の動向を注視し、情報収集をしたうえで、国の対策についての要望活動や町行政としてできることの検討を進めなければなりません。

本町農業が私たちの生命と健康の基本である「食」を提供する重要な役割を担うことについて、町民が教育活動や体験活動を通じて理解を深めることは大変重要なことです。これまでも実施してきた「めむろまるごと給食」、「めむろ農業小学校」、「食農教育」、「農家民泊」などの食育推進活動をとおりて農業の応援団づくりを進める必要があります。また、生産者と関連事業者、消費者などが連携して、地域農業を支える取組を進める必要があります。

さらには、長期にわたって安定した農業生産と経営を実現するため、JAめむろが推進する「十勝めむろブランド」の確立に向けての加工・流通施設への支援や地元農業者で構成する生産・加工・流通組織への支援など、芽室町産農畜産物のPRとさらなる販路拡大を図る必要があります。

2 施策の方針

農業経営体の育成と新たな担い手の確保を推進し、町民の「食」と農業に対する理解の促進を図り、持続可能な農業による活力あるまちづくりを目指します。

対象	農業経営体 町民
意図	農業経営体の育成と新たな担い手確保による、経営の安定・拡大 担い手への農地集積 町民の「食」に対する理解促進
結果	専業経営を中心とした、発展・持続する土地利用型農業の推進

3 施策の主な内容

（1）担い手の育成・確保と労働力支援体制の継続及び経営継続の支援

- ・農業経営体の育成にかかる「農業担い手育成支援事業」を継続し、新たな担い手・農業後継者への支援を行うほか、1戸あたりの経営面積の増加を踏まえ、法人等の大規模経営化に関する経営継続の支援を行います。

- ・農業経営体の雇用労働力の確保、配偶者対策など農業後継者や生活の安定に向けた対策を総合的に解決するため、農業関係機関・企業とも連携して支援を行います。また、農業従事者の住宅確保のため、雇用促進住宅等の活用を推進します。
- (2) 芽室町農業再生協議会との連携（経営所得安定対策、国内農業・国際経済政策への対応）
- ・経営所得安定対策による経営支援、諸外国との経済連携協定及び交渉状況の把握と対策の検討は、「芽室町農業再生協議会」が中心となって行います。また、国内農業政策の周知や事業実施の検討を行います。
- (3) 食育・地産地消に関する事業の拡充（農業の応援団づくり）
- ・町内農畜産物を活用し、学校給食で実施する「めむろまるごと給食」を継続します。また、体験型の食育推進活動として実施してきた「めむろ農業小学校」は、運営体制や事業内容の見直しを随時行い、さらなる成果向上を目指します。
 - ・生産者と消費者の交流の場となっている「めむろの恵みフェスタ」を実施し、地元農産物を知ってもらうことを中心に、地域の活性化、地産地消の取組を推進します。
 - ・十勝・芽室農業の応援団づくりのため取り組んでいる「農家民泊」（めむろ農家民泊研究会）への支援や、教育委員会と連携した、町内児童対象の「食農教育」などの取組を継続します。
- (4) 耕地防風林造成支援対策
- 生産性向上だけでなく、将来的・長期的な農業経営や景観保全の観点から実施している「耕地防風林造成支援対策」を継続します。
- (5) 芽室町農畜産物のPRと消費・販路拡大の支援
- ・JAめむろが推進する「十勝めむろブランド」の確立に向けた施設整備や販路拡大策について側面的支援を行うとともに、自発的に生産・加工・販売・流通などを行う農業者団体や、新たな作物への取組などの相談に応じ、効果的な補助制度のアドバイスなどの支援を行います。また、農畜産物の消費拡大に向けた取組をより一層強化します。
- (6) 芽室町農業振興計画の推進
- 「芽室町農業振興計画 2021」について、目標達成に向けて関係機関と連携して推進します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030／R12)
①新規就農者数（後継者就農を含む）	農林課調べ	35人 (R4～R7)	35人
②認定農業者等の担い手への農地集積率	農林課調べ	95.9% (R6)	95.0%以上
③日頃、地産地消を意識して買い物をしている町民の割合	住民意識調査	86.0% (R7)	86.0%以上

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
担い手の育成・確保と労働力支援体制の継続及び経営継続の支援	農林課 農業委員会		実施			
認定農業者等への農地集積	農林課 農業委員会		実施			
経営所得安定対策、国内農業・国際経済政策への対応	農林課		実施			

食育・地産地消に関する事業の継続	農林課		実施			
耕地防風林造成支援対策	農林課		実施			
芽室町産農畜産物のPRとさらなる販路拡大支援	農林課		実施			

6 展望計画（2031（令和13）年度～2034（令和16）年度の展望）

- ・担い手確保及び労働支援体制の継続
- ・食育に関する事業の継続
- ・芽室町農畜産物のPRと販路拡大の支援

7 関連するSDGsの目標



基本目標 1 農業を軸とした活力と賑わいのあるまちづくり

1-1 持続可能な農業の基盤整備と支援の強化

1-1-2 農業生産性の向上と経営基盤支援

主管課 農林課

1 現状と課題

大規模畑作経営と畜産業がバランスよく調和する本町農業は、大型堆肥センターの整備や、ほ場副産物の有効利用と良質な有機質資材の供給、耕畜連携による家畜ふん尿堆肥の製造など有機質資材の積極的活用によるクリーン農業を実践しています。

また、「環境保全型農業直接支払制度」に取り組む農業者はスタート当初からの大幅増加から、農家戸数の減少に伴い微減傾向にありますが、取組面積は横ばいから増加傾向にあり、国の「みどりの食料システム戦略」と歩調を合わせた取組を行っています。

農業の生産性向上のためには、土づくり、適正な輪作体系の推進、有害鳥獣や病害虫への対策など幅広い範囲で指導や支援を行う必要があります。ＪＡめむろと町が共同で運営している「農業振興センター」は、これらの課題の指導機関として大きな役割を果たしており、継続した運営と役割発揮が求められています。

てん菜作付奨励事業は、道内最大級の製糖工場を持つ町として、地域経済への影響や適正輪作体系の維持、土づくりの観点からも重要であるため、昨今の酷暑の影響による褐斑病対策など掛かり増し経費を踏まえ、継続した支援を検討する必要があります。

また、農家戸数の減少に伴い、１戸当たりの経営面積が増加しているため、労働力不足、担い手不足が課題となっており、ＡＩ技術を活用したスマート農業により、農作業の効率化を図り、課題解決に向けた検討を進める必要があります。

酪農・畜産部門では、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター関連事業）や公社営事業を活用した基盤整備、１戸当たりの飼養頭数の増加に伴う家畜ふん尿の適正処理の推進、町営牧場は令和８年度からの統合による運営の効率化や哺育育成施設と連携した一体的な運営の検討、家畜伝染病防衛体制の強化及び発生時の支援など、「芽室町酪農・肉用牛生産近代化計画」に基づき、ＪＡめむろなど関係機関と連携しながら、酪農・畜産部門における経営基盤の強化に取り組んでまいります。

さらに、近年の予測することが困難な社会情勢の変化や自然災害などは、農業経営に大きな影響を及ぼす可能性があることから、さらなる経営基盤の強化を図ることが必要となっています。

2 施策の方針

環境に配慮し、効率的な農業生産を進めるとともに、本町農業・農畜産物の理解を促進し、農業の持続的発展による安定した地域経済の推進を図ります。

対象	農業経営体 農業者で組織する団体（生産・加工・流通）
意図	生産性の向上に向けた土づくり、適正な輪作、病害虫・有害鳥獣対策を進める 先進的技術や施設整備による効率的な農業経営 地元産農畜産物のＰＲと販路拡大
結果	安全・安心の農畜産物の供給 持続可能な農業経営による地域経済の拡大・推進

3 施策の主な内容

（１）クリーン農業と土づくりの推進

- ・地力の増進のためには土壌改良が必要であり、堆肥などの有機物の畑地還元は土づくりに有効であるため、定期的な土壌診断や農薬残留確認調査の実施など食の安全・安心への取組を支援するとともに、堆肥センターの設備・機器などの計画的更新を行います。
- ・堆肥センターによる堆肥製造と環境保全型農業直接支払制度の活動は連動性もあり、今後も継続

して実施・支援を行います。

(2) 指導体制（農業振興センター運営等）の継続

- ・農業経営への指導支援と技術情報の提供などを行う「農業振興センター」は、適正な輪作体系の推進、病害虫の発生防止や、適正な作業時期、施肥管理、**農作業安全対策**などの指導体制・**周知**を継続します。

(3) 農業生産振興対策の継続

- ・「てん菜作付奨励事業」は、適正輪作体系の維持のため、褐斑病対策などの掛かり増し経費を踏まえたうえで、令和8年度から令和11年度までの4年輪作を考え支援を継続します。
- ・農家戸数の減少に伴い、1戸当たりの経営面積が増加しており、大規模経営が多い十勝においても、労働力不足、担い手の確保が課題となっています。これらの課題を解決するために、AI技術を活用したスマート農業を推進し、農作業の効率化や生産性向上、コスト低減に向けた支援を行います。

(4) 農作物有害鳥獣対策の強化

- ・農作物に対する有害鳥獣による被害が継続していることから、農業者の自衛意識醸成を図り、狩猟免許の取得助成や電気柵及び忌避装置（モンスターウルフ、鹿ソニック）の設置助成、外来生物法に基づくアライグマ防除講習会の開催及び箱わなの貸出し、鳥獣被害対策実施隊の継続配置などを行うとともに、農畜産物残渣や生活廃棄物の適正処理など有害鳥獣を誘引しない周辺環境整備への意識啓発を継続します。また、有害鳥獣残滓等処理施設による捕獲後の残滓の適正処理についても継続します。さらに、ハンターの高齢化等による担い手育成のため猟友会と連携した捕獲技術講習会の開催、令和7年9月に施行された改正鳥獣保護管理法による「緊急銃猟」に対応するための研修参加支援や、関係機関と連携した机上・実地訓練に取り組んでまいります。

(5) 「芽室町酪農・肉用牛生産近代化計画」の実現

- ・酪農・畜産部門における経営対策としては、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター関連事業）や公社営事業を活用し、施設・機械の整備及び草地造成・整備などに取り組めます。
- ・町営牧場については、町内2か所にある牧場を光勇牧場に統合し、持続的な運営が図られるように取り組めます。また、町営牧場と隣接する哺育育成施設による夏期放牧・舎飼いによる1年を通した一体的な運営について、JAめむろと連携しながら取り組めます。

(6) 安定した農業経営基盤づくりの支援

- ・農業を取り巻く社会情勢の変化、大雨や大雪、台風などによる災害や、不測の事態に対しても農業経営を継続できる安定した経営基盤づくりに、関係機関と連携した支援を行います。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030／R12)
①農業生産額	農業生産額（農業再生協議会）	386億円（R7）	386億円

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
クリーン農業と土づくりの推進	農林課		実施			
指導体制（農業振興センター運営等）への継続支援	農林課		実施			
農業生産振興対策の継続	農林課		実施			
農作物有害鳥獣対策の強化	農林課		実施			
「芽室町酪農・肉用牛生産近代化計画」の実現	農林課		実施			

6 展望計画（2031（令和13）年度～2034（令和16）年度の展望）

- ・クリーン農業と土づくりの継続
- ・堆肥センターの設備・機器などの計画的更新
- ・指導体制（農業振興センター運営等）への継続支援
- ・てん菜作付面積の維持
- ・スマート農業の推進
- ・農作物有害鳥獣対策の強化、自衛意識醸成、ハンターの後継者対策

7 関連するSDGsの目標



基本目標 1 農業を軸とした活力と賑わいのあるまちづくり

1-1 持続可能な農業の基盤整備と支援の強化

1-1-4 地域林業の推進

主管課 農林課

1 現状と課題

本町は総面積 51,376ha に対し、森林面積が 21,593ha と総面積の 4 割以上を占める森林に恵まれた地域となっています。

一般民有林においては、カラマツ、トドマツなどの人工林が整備されていますが、齢級構成が高い森林が多く割合を占めている状況となっています。

防風保安林においては、10 線防風保安林を代表とする防風保安林が多数整備されており、春先の強風から耕地の作物を守る農業には欠かせない存在となっています。

造林はカラマツを中心とした造林が盛んにおこなわれていますが、齢級構成が高く、防風保安林も含め、伐期を迎える森林が多く存在することから、計画的な伐採を推進し、適切な森林整備を図る必要があります。

また、災害などの未然防止の観点から、公益的機能の発揮が期待される既存の保安林などの維持管理の継続とともに、幹線防風林などは更新を行っていく必要があります。早期に取り進めなければならない課題です。令和元年度に創設された「森林環境譲与税」を活用し、これらの課題解決に向けて一層の地域林業の振興に寄与する取組が必要です。

本町においても、十勝管内で連携する森林認証協議会に参画し、認証材としての高付加価値化を進めるとともに、新たな国の制度に対応する必要があります。

近年は、鳥獣・虫害や気象災害による森林や林道の被害も増加傾向にあり、特に奥地の被害状況把握に関しては時間を要することから、今後も関係機関との連携を密にし、対応機材の導入も含めて検討が必要です。

本町の豊かな森林を将来へ引き継ぐため、森林所有者に限定することなく、自然に親しむ機会を設けることで、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止効果や生物多様性の保全など、森林のさまざまな効用について町民の理解を深める啓発活動も重要な取組となります。

今後も「芽室町森林整備計画」や「芽室町地域材利用推進方針」などの計画に基づき、森林資源の適切な管理や循環利用を計画的に推進することが重要となります。

2 施策の方針

森林が持つ多面的機能の理解促進と、機能に応じた森林の整備・保全を進めます。

対象	町民・町有林・私有林・森林所有者
意図	森林が持つ多面的な機能について町民の理解を深める 計画的な保育・造成などにより森林を適正に管理する
結果	森林が持つ多面的・公益的機能（災害防止・水源かん養・生物多様性の保全・生活環境の保全・地球温暖化防止など）が発揮される

3 施策の主な内容

(1) 町有林及び附帯施設の管理事業の推進

- ・個別計画に基づき、国や関係機関の事業も活用しながら町有林の適正な管理と更新を行い、森林の持つ公益的・多面的機能の維持向上を図ります。
- ・防災・減災の観点から、既存の保安林の適切な管理を行うとともに、林齢の高い区域を中心に更新を進めます。
- ・林道や林道橋など附帯施設の点検・維持管理を行うとともに、必要に応じて路網の整備を行います。

(2) 民有林への支援

- ・森林の持つ公益的・多面的機能の保全・維持向上を図るため、造林や除間伐、野そ駆除に係る事業に対する支援を継続します。
- ・民有林が計画的かつ適切に維持管理されるよう、森林経営計画の作成や森林認証制度への参加を支援します。
- ・森林環境譲与税の幅広い利活用及び林地台帳制度の運用により、森林の適正な維持管理と不足する林業の担い手確保対策、木材利用の促進や普及啓発を検討します。

(3) 森林・林業への理解促進と森林保全

- ・植樹祭などの自然に親しむ機会を設け、森林のさまざまな効用について理解を促進し、将来へ残すべきものという認識を高めることで、森林の保全と林業への理解を促進します。
- ・林業関係団体などへの参画を継続し、必要に応じてパトロールや治山事業などを実施するなど、森林保全に努めます。

(4) 地域林業の振興

- ・建築物などへの地域材利用、新たな木材製品・技術の普及や木質バイオマスの利用については、関係機関と連携しながら取組を進めます。
- ・諸外国の動向や関連対策などについては、関係機関と連携しながら情報把握と必要に応じて対応の検討を進めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030/R12)
①森林が持つ多面的機能を知っている町民の割合	住民意識調査	87.6% (R7)	90.0%
②適正に管理されている町有林面積の割合	森林調査簿より	99.5% (R7)	99.0%以上
③適正に管理されている私有林面積の割合	森林調査簿より	95.0% (R7)	95.0%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
町有林及び附帯施設の管理事業の推進	農林課	→	実施			
民有林への支援	農林課	→	実施			
森林・林業への理解促進と森林保全	農林課	→	実施			
地域林業の振興	農林課	→	実施			

6 展望計画（2031（令和13）年度～2034（令和16）年度の展望）

- ・町有林及び民有林の適切な維持管理の実施
- ・森林への理解促進と植樹祭等の森林に触れる機会の創出

7 関連するSDGsの目標



基本目標 1 農業を軸とした活力と賑わいのあるまちづくり

1-2 農業と連携した活力ある商工業と観光物産の振興

1-2-1 地域内経済循環の推進と商工業の振興

主管課 商工労政課

1 現状と課題

本町の商工業は、基幹産業である農業を核に振興・発展してきましたが、近年の世界情勢の変化に伴う原油価格や資材価格の高騰、景気動向に伴う金利の上昇など、先行きが不透明で予測困難な経済環境の変動は、多くの商工業者が今後の経済活動に対する不安感を抱く要因となっています。

商業においては、道路網整備及び郊外型大型店の出店などに伴い、生活圈や経済圏の広域化による町外への消費流出を余儀なくされるなか、町では交通、商業及び集客の核施設として駅前広場整備と併せ再開発ビル「めむろ〜ど」の建設、道路事業を基盤とした商店街整備、借り上げ公営住宅によるまちなか居住の促進などのハード事業と住宅リフォーム奨励事業、Mカードを活用した行政連携事業や消費喚起事業などのソフト事業により、現在まで町外への消費流出の抑制及び町内消費の喚起を図ってきました。また、コロナ禍以降のネット通販のさらなる普及など新たな流通経路による消費流出の加速化や原油価格や資材価格の高騰、金利の上昇による経済活動の不安定化に対応すべく、町融資制度の実施、消費喚起策やキャッシュレス化の対応への支援などを進め経営基盤強化を行ってきました。しかしながら、建物、設備等ハード事業の経年劣化による補修、維持にかかる経費対策や、町内消費喚起事業等ソフト事業によるさらなる地域内経済循環と地域の活性化に向けた方策の検討が必要となっています。

また、経営層の高齢化や店舗の老朽化により、駅前地区を中心として空き店舗、空き地が点在するなど、駅前地区の商店街の持つ中心性が低下し、商店街形成に大きな影響を与えています。町での空き店舗対策は、起業支援金制度の活用や、起業・創業セミナーの実施などにより新規開業の実績にはつながっていますが、今後は新規の起業・創業支援と、既存事業者の新分野進出・規模拡大に係る支援や望まない廃業を防ぐ事業承継支援を一体的に捉え、まちなか再生事業と連動した、より総合的な商工業施策の展開を見据えながら、地域の稼ぐ力を維持・強化するための対応策を検討していくことが重要となっています。

工業系企業においては、東工業団地、西工業団地、弥生工業団地に約310社の企業が立地し、基幹産業である農業と連携した相乗効果により持続的な発展を遂げており、道東自動車道及び帯広広尾自動車道インターチェンジへのアクセスの利便性を背景に、立地の引き合いが依然多い現状にあり、多様な産業が集積する用地の拡大を進める必要があります。

また、近年、我が国の中小企業では人手不足が深刻化し、工業団地における企業においても人手の確保に苦慮しています。企業の持続的成長のためには安定した労働力確保が必要とされていることから、雇用促進住宅の整備、芽室町無料職業紹介所の運営や、企業の労働力確保対策を支援するなどの取組を行ってきました。将来的な人口減少に伴い、今後もより一層の人手不足が見込まれることから、企業と連携した取組を継続していくことが重要となります。

さらに、**今後の地域内経済循環の実効性を高めるためには、単発的な消費の喚起にとどめず、「生産・販売」によって生み出された付加価値が、所得等として地域内へ適切に「分配」され、それが次の「消費・投資」へとつながる一連の経済循環をより明確にする必要があります。**そのためには、客観的な指標を把握し、それらを検証・分析し、どのように事業に反映していくかが、今後の課題となっています。

2 施策の方針

農業を軸とした産業連携による商工業の振興及び企業誘致と地域内経済循環を進めます。

対象	商工業者・工業系企業
----	------------

意図	町内消費の拡大と産業連携による地域内経済循環を図る 企業誘致・支援による工業団地内企業活動の維持・拡大を図る
結果	雇用・税収の確保 町内消費の増加

3 施策の主な内容

(1) 地域内経済循環の推進と可視化

- ・地域内経済循環の維持・拡大を図るため、外部からの「稼ぎ」と地域内で「分配・循環」の好循環をさらに高めます。
- ・単発的な消費の喚起にとどめず、「生産・販売」によって生み出された付加価値が、賃金や企業利益などとして地域内へ「分配」され、それが次の「消費・投資」へとつながる一連の循環構造を客観的な指標により把握し、検証・分析する仕組みを構築します。

(2) 「まちなか再生の推進」に連動した商店街活性化

- ・「まちなか」の集客力の源となる「魅力ある個店」づくりや、芽室公園Park-PFI事業との連携など、誘客・顧客化の取組を支援し、来街機会の増加による商店街の活性化を図るとともに、空き店舗などを活用した新規創業や既存事業者の新分野進出・規模拡大への支援を行うほか、望まない廃業や後継者不在に対応する事業承継支援、さらにはDXを活用した新たな価値の創造など、まちなかの空洞化対策を推進します。
- ・「めむろ駅前プラザ」「めむろステーションギャラリー」など、まちなかで町民が集い、交流するスペースを継続して運営するとともに、施設の長寿命化に対応した改修を行います。
- ・地域内経済循環の好循環と町内消費の喚起のため、町民が町の事業に参加するなどした際にデジタル地域通貨（Mカード）のポイント付与を行う行政連携の活用を図るなど、Mカードの普及・利用促進を支援します。

(3) 中小企業・小規模事業者に対する支援

- ・芽室町商工会や金融機関と連携し、中小企業・小規模事業者の運転資金・設備資金の需要に対応する町融資制度を継続し、事業の継続・発展と雇用の安定を支援します。
- ・新商品開発、新たな事業分野開拓など中小企業・小規模事業者の経営力強化を支援します。
- ・国や北海道と連携し、中小企業・小規模事業者における労働生産性の向上を支援します。

(4) 起業・創業者に対する支援

芽室町商工会、金融機関と連携した起業・創業者向けの事業を継続・充実するほか、起業の基礎知識を学ぶ起業セミナーや専門家との個別相談など、起業・創業者に対する支援を行います。

(5) 産業用地拡大と企業誘致の推進

- ・新工業団地候補地内を中心として、多様な産業が集積する用地の拡大を目指して取組を進めます。
- ・充実した交通網による高いアクセス性と、質の高い農畜産物の産地としての地域特性を活かして、農業関連企業や事業所、運輸・倉庫業を核とした企業の誘致を継続し、新たな農業への転換と道東エリアを結ぶ中継輸送等を促す「アグリテック広域物流拠点」の形成を推進します。
- ・用地拡大による町内産業の振興を図るとともに、雇用の場の創出により地域内への分配、地域内消費を生み、地域内での経済循環を進めます。

(6) 立地企業の定着・成長支援

- ・町内立地企業に対し、操業環境の維持・整備、設備投資や経営力強化等を図るべく、企業の持続的な成長を後押しします。
- ・安定した労働力確保が喫緊の課題となっていることから、企業ニーズや状況に応じた人材の確保・育成支援を行うとともに、無料職業紹介所を運営し、すべての求人企業と求職者にきめ細やかな支援を継続し、地域内の人材確保と地域内雇用に努めます。

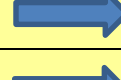
(7) 関係団体・組織との連携による商工業の振興

- ・芽室町商工会やJAめむろ、みなくる商店会など、各種関係団体・組織と協議・連携し、商工業の振興を図ります。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030／R12)
①製造品出荷額・商品販売額	経済構造実態統計調査（工業統計調査） ・経済センサス	943 億円 (R7) 807 億円 (R3)	900 億円 900 億円以上
②納税義務者 1 人当たりの町民税額	「市町村税の概要」 (北海道調べ)	110 千円 (R5)	88 千円以上
③町内でのお金の循環を意識している町民の割合	住民意識調査	57.5% (R7)	70.0%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
地域内経済循環の促進	商工労政課		実施			
中小企業（小規模事業者）に対する支援	商工労政課		実施			
起業・創業者に対する支援	商工労政課		実施			
産業用地拡大と企業誘致の推進	商工労政課		実施			
立地企業の定着・成長支援	商工労政課		実施			
関係団体・組織との連携による商工業の振興	商工労政課		実施			

6 展望計画（2031（令和 13）年度～2034（令和 16）年度の展望）

- ・持続可能な地域内経済循環の推進
- ・事業主の高齢化や担い手・労働力不足に対応した事業承継支援、人材確保支援
- ・人口減少に伴う消費減少に対応した町内消費喚起、事業者支援
- ・起業・創業者の経営安定・定着への支援
- ・産業用地拡大と企業誘致

7 関連する SDG s の目標



基本目標 1 農業を軸とした活力と賑わいのあるまちづくり

1-2 農業と連携した活力ある商工業と観光物産の振興

1-2-2 地域資源を活用した観光の振興

主管課 魅力創造課

1 現状と課題

人口減少社会が進展する中、自治体間で人口の奪い合いをすることなく、持続可能な地域を構築していくには、町民以外の方が本町に継続的・多様な形でかかわっていただく、交流人口・関係人口の創出と併せて、地域経済発展のための手段として観光振興が重要となっています。

本町は、十勝の空の玄関口であるとかち帯広空港から車で 30 分圏内に位置しており、道東自動車道の芽室インターチェンジや十勝平原サービスエリア、特急が停車する JR 芽室駅を有しているほか、国道 38 号線が町内を通っているなど、交通アクセスの優位性を活かし、芽室町の魅力である「自然・景観」「農業」「食」、そして「人」を背景とした観光推進を進めています。

観光においては、訪れる人のみならず、住んでいる人がメリットを享受することが重要であり、観光客からの評価や行動により、町民の郷土愛を醸成し、地域経済の活性化を図るため、従来の観光パンフレット等のアナログ媒体のほか、SNS や動画、ホームページ等のデジタル媒体、さらにはパブリシティ活用による町の魅力発信、観光案内を強化し、芽室町の認知度向上、観光誘客をさらに促進する必要があります。

本町の観光資源は、新嵐山展望台からの風景を観光シンボルとし、歴史ある観光拠点である「新嵐山スカイパーク」や、令和 6 年 6 月に国立公園に認定された「日高山脈襟裳十勝国立公園」などの活用や情報発信の拠点となるビジターセンターの設置、Park-PFI 事業を含む芽室公園の再整備との連携、観光ルート化など、観光コンテンツとの組み合わせや情報発信、広域連携により、さらなる活用が求められています。

さらには、より効果的な観光振興のため、芽室町観光物産協会の取り組みを支援し、連携を強化、J A めむろや芽室町商工会などの関係団体、民間事業者等、地域が一体となった観光まちづくりを進めるとともに、十勝管内、道内の他地域と連携による相乗効果を発揮するため、広域観光を推進します。

このような状況を踏まえ、国が提唱する「住んでよし、訪れてよし」の観光地域づくりの考え方に歩調を合わせ、芽室町観光ビジョンに基づく「住む人も訪れる人も『いい気分』になる観光まちづくり」を進めていきます。

2 施策の方針

自然・景観、農業、食、人など本町の地域資源を活かした観光まちづくりを行うため、本町の魅力を戦略的な活用を図りながら、観光誘客の促進を目指します。

対象	観光客
意図	観光客の滞在時間と日数を増大させ、観光消費の拡大を図る 観光資源が認知され、新規観光客とリピーターを獲得する
結果	芽室町が道内・国内・海外に発信される 交流人口の増で消費の拡大につながる

3 施策の主な内容

(1) 新嵐山スカイパークの観光拠点化

新嵐山スカイパークは、本町の観光シンボルである展望台からの風景などのほか、必要な機能を選択し、通年で町内外から多くの方が集い、遊び、憩う場所を目指し、ルート化などの活用方

法を検討します。また、旧オートキャンプ場や第3駐車場は観光資源として民間活力の活用を想定した取組を進めます。

(2) 日高山脈襟裳十勝国立公園の活用

国立公園エリアに隣接する自治体で構成する「十勝・日高山脈観光連携協議会」を通じて、国立公園と芽室町の認知度向上を目指し、民間事業者との連携・役割分担を明確にしていきます。

また、日高山脈を文脈として、既存の観光コンテンツ（サイクルツーリズム等）や町内の魅力を繋ぎ合わせた観光ルート化を進めるとともに、町外との広域連携を進めます。

(3) 受入体制の整備とおもてなし力の向上

芽室公園内に、(仮称)十勝芽室公園ビジターセンターを開設し、観光の入口（スタート地点）を明確にして、日高山脈をはじめ芽室町の魅力を伝えとともに、町内を周遊する動機付けを行い、交流と周遊の実現を図ります。

また、住んでいる人が芽室町の魅力をより語れるようになることで、おもてなし力の向上に努めます。

(4) 食・体験・イベントの提供、実施

芽室町の魅力を活かして、食・体験・イベントを提供・実施するため、一次産業の体験や芽室町らしい食、お土産の提供、トカプチ400の「地域ルート」等を活用した体験型観光振興を進めます。

町民等有志によるイベント実施については、官民連携による役割分担を行い、持続可能なイベント実施の実現に努めます。

(5) 広域観光の推進

芽室町観光物産協会の取り組みを支援するとともに、密な連携を図り役割分担を明確化します。また、管内市町村、十勝総合振興局、十勝観光連盟をはじめ、町内外の様々な観光事業者等と地域が一体となった広域連携による観光振興を進めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030/R12)
①芽室町外からの観光入込客数	十勝総合振興局 まとめ	235,500 人 (R7)	260,900 人
②芽室町内の観光消費額	北海道算出単価 より積算	15.0 億円 (R7)	16.6 億円

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
新嵐山スカイパークの観光拠点化	魅力創造課		実施			
日高山脈襟裳十勝国立公園の活用	魅力創造課		実施			
受入体制の整備とおもてなし力の向上	魅力創造課		実施			
食・体験・イベントの提供、実施	魅力創造課		実施			
広域観光の推進	魅力創造課		実施			

6 展望計画（2031（令和 13）年度～2034（令和 16）年度の展望）

- ・（仮称）十勝芽室公園ビジターセンターを観光の入口として町内の周遊観光の実現
- ・地域資源を繋ぎ合わせ、地域課題の解決と稼ぐ機能を持った組織等の具体的な検討

7 関連する SDG s の目標



基本目標２ 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり

2-1 豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実

2-1-1 学校教育の充実

主管課 教育推進課

1 現状と課題

今日、我が国の教育現場は、深刻な少子化に伴う人口減少社会の到来に加え、生成ＡＩの急速な普及やグローバル化の進展など、予測困難で激しい社会変化の渦中にあります。全国的には、児童生徒数の減少による学校規模の小規模化が進み、教育活動の多様性確保や教職員の配置が共通の課題となっています。芽室町においても2025（令和7）年5月現在、小学校4校（917人）、中学校3校（544人）を設置していますが、全道・管内の傾向と同様に児童生徒数は減少局面を継続しています。こうした背景の中、本町では、社会情勢の変化を教育環境の質的向上を図る好機と捉え、個性や可能性を引き出し、自律して未来を切り拓く力を育む教育を重視し、誰一人取り残さない学びの実現に向けた独自の教育行政を推進しています。

このような中、本町では「郷育・夢育」を基軸に、コミュニティ・スクール（ＣＳ）による地域とともにある学校づくりを推進してきました。また、義務教育9年間を一貫した学びと捉える「めむろ未来学」を推進し、探究・提案・発信型の学習を通じて、変化の激しい社会を生き抜く資質・能力の育成を図っています。さらに、全国に先駆けて独自に実施している「30人以下学級編成」は、本町の教育における大きな強みであり、国が段階的に進める35人学級を下回る少人数編制により、教員が児童生徒一人一人と向き合う時間を十分に確保し、加点主義で褒めて伸ばす「プラスの息の教育（プラス思考で考動する生き方を推奨する教育）」を可能にしています。これにより、集団の中での個の埋没を防ぎ、児童生徒の自己有用感を高めるきめ細かな指導体制が構築されています。

ＩＣＴ教育に関しては、「第2期ＩＣＴ整備・活用指針」の策定に至るまでの第1期からの取組により、教育環境は飛躍的に進化しました。本町は令和2（2020）年度の「ＧＩＧＡスクール構想」に基づき、1人1台端末と全普通学級に1台ずつの電子黒板、高速大容量の校内ネットワーク整備を早期に完了させ、クラウド環境を基盤としたＩＣＴの日常的な学習活用を定着させてきました。これは単なる情報端末の導入ではなく、Society 5.0時代を生き抜くために不可欠な資質・能力である「情報活用能力」を育むための基盤整備であり、現在では端末を「文房具」として使うことにより、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実を図る段階へと移行しています。

そのため、ＩＣＴ活用において、これまでの「活用頻度の確保」という量的段階から、いかに「主体的・対話的で深い学び」の質を向上させ、学習効果を最大化させるかという授業改善が必要です。また、全国的に不登校や特別な支援を必要とする児童生徒が増加傾向にある中、本町においても、ＩＣＴを活用した遠隔学習支援やアセスメントに基づく合理的配慮の提供など、多様な学びのニーズに応えるための組織的な支援体制の再構築が急務です。

加えて、教育環境の持続可能性も大きな課題です。児童生徒数の減少を見据えた適正な学校配置計画の推進とともに、老朽化が進む学校施設や給食センター、教職員住宅の計画的な整備・改修を、財政状況を踏まえつつ進める必要があります。さらに、質の高い教育を維持するためには、教職員の働き方改革を一層加速させ、デジタル技術を活用した業務効率化（校務ＤＸ）を推進することにより、教職員が児童生徒一人一人と向き合い、専門性を磨くための時間と精神的なゆとりを確保することが不可欠です。そのため、本町では、これまでの「郷育・夢育」と「30人以下学級編成」などの教育基盤に最新のＩＣＴ技術を高度に融合させることにより、未来の創り手となる児童生徒の個性や可能性を最大限に引き出す教育環境の実現を目指します。

2 施策の方針

社会情勢が劇的に変化する中、国が進める次期学習指導要領の動向を捉え、「資質・能力」の三つの柱を基盤としつつ、児童生徒が自ら問いを立て、他者と協働して新たな価値を創造する能力の育成を通して、本町独自の「郷育・夢育」を軸に、生成ＡＩ等の先端技術を適切に利活用する高度な情報活用能力を育むとともに、誰一人取り残さない「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に推進し、持続

可能な社会の創り手として自立できる人材を育成します。

2027（令和9）年度を開始期とする「芽室町立小中学校配置計画」に基づく取組について、町、教育委員会、保護者、地域が連携して推進します。

対象	児童生徒
意図	確かな学力、豊かな心と健やかな体を育み、持続可能な社会の創り手となるための資質・能力を身に付ける
結果	ふるさとへの愛着と誇りをもち、夢に挑戦しようとする児童生徒

3 施策の主な内容

（1）新たな時代に必要となる資質・能力の育成

- ・学習指導要領の趣旨を生かし、特に本町において「3：7の学び」と称している「主体的・対話的で深い学び」や、ICTを有効活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的教育の推進、町の基幹産業である農業や歴史、文化など郷土に根ざした特色ある教育活動やSTEAM教育、キャリア教育及びSDGsに関する取組を推進します。
- ・小中学校全学年の「30人以下学級編成」実施や習熟度に応じた指導などによるきめ細かで質の高い学びの実現を目指します。また、全国学力・学習状況調査結果を系統的に分析するとともに、学校評価の実施などを通して検証改善サイクルを機能させるなど、学習効果の最大化を図るため、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立に努めます。
- ・小学校における外国語活動・外国語科の推進及び教育環境の整備のため、外国語指導助手（ALT）の配置のほか、教員の研修の機会の確保に努めます。
- ・幼保・小の円滑な接続を図る「スタートカリキュラム」の実施、及び9年間を見通した探究・提案・発信型の未来志向の学びである「めむろ未来学」を基軸として、郷土愛や夢への挑戦心、学びの連続性、社会的自立に視点を当てた小中一貫教育を推進します。

（2）豊かな人間性や社会性の育成

- ・学校の教育活動全体を通して、生命の尊さや思いやりの心、規範意識などについて考えを深めるとともに、「考え、議論する道徳」や情操教育の充実に努めます。
- ・主体性やコミュニケーション能力などを育む主権者教育、人権教育、情報モラル教育、環境教育などの推進とともに、体験活動や文化芸術体験の充実に努めます。
- ・いじめの未然防止や早期解消に向け、組織的な対応を強化するとともに、いじめや不登校などの悩みを持つ児童生徒や保護者、指導に当たる教員に対して、スクールライフアドバイザーや教育支援センター指導員を活用した助言・相談などの教育相談の充実に図ります。
- ・関係機関と連携し、組織的かつ計画的に不登校支援を実施する不登校支援システムの推進により、登校に困難を抱える児童生徒への多様な学びの保障に努めます。

（3）健やかな体の育成と健康・食農・防災教育の推進

- ・学校給食を活用した食に関する正しい知識や望ましい食習慣の指導などの健康教育を推進し、食育指導体制の充実に図ります。また、学校給食の提供を基本とし、食物アレルギーなどに対する代替食の提供など、児童生徒の健やかな成長や発達を支援します。
- ・「めむろまるごと給食」は、地元産食材を活用し、食を支える本町の基幹産業である農業の大切さと食の安全・安心を学ぶ中で、地元産食材の魅力を知ることにより、食を支える人への感謝と地元への愛着を育む食育・食農教育として継続して実施します。
- ・令和8年度より、国の政策として小学校の給食実質無償化が始まりました。残された中学校給食の無償化について、国の動向を見据えながら、現在の1食52円補助とともに町独自支援策について検討します。
- ・全国・全道大会出場助成やスポーツ機会の充実による体力向上方策の推進を図ります。
- ・災害の予防の知識向上及び地震時などにおける避難の実践活動の習得など、防災教育や安全教育

を推進します。

(4) 一人一人の教育的ニーズに応じた教育の推進

- ・特別な支援や配慮を必要とする児童生徒が増加傾向にあり、より一層きめ細かな対応に資するため、教育活動指導助手や学校支援員を学校に適正に配置するなど、特別支援教育の充実に努めます。
- ・幼稚園・保育所と小学校の間での児童生徒個々の就学指導に有効な情報提供・意見交換を目的としたカンファレンスの実施や、就学などの各種相談体制及び関係機関との連携を強化するため、「地域コーディネーターを複数配置」するなど、発達支援システムを推進します。また、「特別支援学級担任を支えるシステム」の取組として、教育ソフト「リタリコ」の活用や年2回の巡回相談を実施し、担任への支援体制を強化します。

(5) 地域と一体となって児童生徒を育てる、地域とともにある学校づくりの推進

保護者及び地域住民などの学校運営への参画の促進及び連携強化を進め、「地域とともにある学校づくり」を目指し、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を推進します。また、社会に開かれた教育課程とコミュニティ・スクールを基盤として、食農教育をはじめとする「めむろ未来学」の推進など、「学校を核とした地域づくり」につなげます。

(6) 教育の機会均等を踏まえた学びのセーフティネットの構築

- ・就学援助、私立高校生徒授業料補助、大学等奨学金など、教育費用の負担軽減を図るため、各学校段階に応じた就学支援を推進します。
- ・「人口減少克服・地方創生」の視点から、定住促進策として大学等奨学金償還支援助成金制度を継続します。

(7) 安全・安心で質の高い教育環境の整備

- ・学校施設は児童生徒が1日の大半を過ごす学習や生活の場であり、教育環境として重要な役割を果たすため、学校施設等長寿命化や多様なニーズに対応するための整備を推進します。また、老朽化が進む給食センターの施設や設備は、年次計画に基づき計画的な整備に努めます。
- ・学校図書館の充実や時代に応じた教材備品などの整備を図ります。
- ・GIGAスクール構想の実現に向け、「芽室町教育委員会 第2期ICT整備・活用指針」に基づき、情報活用能力を言語能力や問題発見・解決能力と同様に「学習の基礎基盤となる資質・能力」と位置付け、ICTを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実のため、ハード・ソフト・人財を一体としたICT環境整備に努めます。そのため、タブレットや電子黒板、教職員の授業力向上や校務DXを通じた業務の効率化と質の向上を目的に、生成AIの適切かつ効果的な利用に努めます。
- ・登校に困難を抱える児童生徒の増加など、多様な学びの充実が求められる中、学校以外での自己学習の場や学力向上を補完できる課外学習環境の確保に努めます。
- ・遠距離児童生徒の通学手段であるスクールバスの安定的な運行体制の確立に努めます。
- ・児童生徒の教育に直接携わる教職員は、児童生徒や保護者の信託に応え、責任ある教育活動を展開しなければならないことから、教育の専門家としての資質・能力の向上を図るための研修・研鑽の機会の確保に努めます。また、教職員の働き方改革を推進するため在校等時間の把握を継続するとともに、校務支援システムの有効活用に努めます。
- ・教職員住宅の適正な管理戸数の把握と良好な維持管理により、教職員の福利厚生の充実を図ります。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値 (2030／R12)
①「自分にはよいところがある」と回答した児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査	92.3% (R7)	90.0%以上
②「将来の夢や目標を持っている」と回答した児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査	79.6% (R7)	90.0%以上
③「地域や社会をよくするために何かしてみたい」と回答した児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査	82.1% (R7)	90.0%以上

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取組	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
30人学級の実施や特別支援教育の充実	教育推進課		実施			
外国語活動・外国語科の推進及び教育環境の整備	教育推進課		実施			
学校図書館の充実や学校ICT環境などの整備	教育推進課		実施			
発達支援システムの推進や不登校支援システムの構築	教育推進課		実施			
安全・安心で美味しい学校給食提供のための設備更新及び体制の充実	教育推進課		実施			
学校施設の長寿命化、防災機能強化の推進	教育推進課		実施			

6 展望計画（2031（令和13）年度～2034（令和16）年度の展望）

- ・ICTと少人数学級編制による個別最適な学びを推進
- ・地域と連携した学校づくりを推進
- ・学びのセーフティネットによる教育の機会均等を支援
- ・児童生徒数の再推計と次期芽室町立小中学校配置計画（2035（令和17）年度～2042（令和24）年度）を見据えた取組

7 関連するSDGsの目標



基本目標２ 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり

2-1 豊かな心を育む人づくりと生涯にわたる学びの充実

2-1-2 社会教育の推進

主管課 生涯学習課

1 現状と課題

本町では、町民一人ひとりが自らの意思で学び、学ぶ喜びや達成感を得るとともに、学びを通じた人と人とのつながりが地域コミュニティの基盤を強めることを踏まえ、持続可能な地域を担う人づくりを目指しています。

そのため、学びへの参加が個人の幸せと地域の活力を生み、そこで育まれるつながりが地域課題の解決を支える「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の好循環を生み出す視点を大切にしながら、「だれもが・いつでも・どこでも」学ぶことができる環境の整備と、学びのきっかけづくりに取り組んできました。様々な講座・研修・講演会等の提供に努めてきましたが、人口減少の進行やAI技術の進展などの社会環境の変化に伴い学習ニーズも多様化しており、時代に即した学習機会の充実が求められています。

その中でも、幼児期から青少年期にかけては、将来、充実した社会生活を送るために必要な確かな学力、健康な身体、人間関係づくりの基本となる思いやりの心の醸成など、多様な資質・能力を身に付ける大切な準備期間であり、その土台となる生活習慣や自立心は、家庭教育や学校教育で育まれるものです。それを地域全体で支えていくためには、芽室町コミュニティ・スクールにおける地域学校協働活動の更なる充実や自分で考え行動する力を身に付けられるよう、地域課題に向き合い探究する体験活動の場の提供も必要となるため、各種講座等の開催や情報の提供だけでなく、主体的な学習活動を支援し、自ら学ぶ喜びや達成感も得られるよう支援します。

また、中高生を主な対象とした「芽室ジモト大学」では、地域課題に向き合う探究・実践の場を提供し、学びが地域での実践に少しずつ浸透してきたことから、その学びを将来にわたり地域に関わり続ける人財の育成とまちづくりへと結び付くよう様々な取組を行います。

さらに、65歳以上を対象とした「めむろ柏樹学園」では、活動内容は多岐にわたり充実しているものの、就労する高齢者の増加や交通手段の確保といった時代の変化に伴い、在籍者数は減少傾向にあります。

加えて、高齢者が生涯健康で生きがいをもって生活することが、地域社会の充実につながると考えられることから、「めむろ柏樹学園」等を通じて、学習活動への支援や健康づくりに向けた取組を強化します。

中央公民館や図書館などの社会教育施設については、町民の学習活動の拠点施設として、町民のニーズを把握しながら各種講座等の実施や施設・設備等環境面での充実を図るとともに、長寿命化等の施設維持を進める中、老朽化が進んでいる施設もあり、計画的な修繕等が必要となります。

2 施策の方針

学習機会や場の提供など学習環境の充実を図るとともに、自発的な取組への支援を図ります。

対象	町民
意図	「だれもが・いつでも・どこでも」学ぶことができる多様な学習環境の充実
結果	生涯にわたる主体的な学びを通じ、人と地域がつながる心豊かな地域社会の実現

3 施策の主な内容

- (1) 青少年の望ましい生活習慣の定着と主体性や郷土愛、夢への挑戦心を育む探究的な学びの充実
- ・一人ひとりが学ぶ喜びや達成感を得ることができるよう、自ら課題を見だし、他者と協働しながら粘り強く取り組む力などの非認知能力の育成のため、各種体験活動などの充実を図ります。

- ・国内外への派遣研修の充実や各種リーダー養成研修会など、青少年の資質向上に努めます。
- ・青少年健全育成協議会が推進する3つの心運動(挨拶・親切・美化)や「早寝・早起き・朝ごはん」の推進により、基本的な生活習慣の定着を図ります。
- ・乳幼児期や児童・生徒の読書習慣に効果的なブックスタートや朝読書、団体貸出、移動文庫、及び電子図書の充実に努め、読書活動を推進します。
- ・地域探究を通じて主体性と郷土愛を育み、夢に挑戦し続ける人財を育成する「芽室ジモト大学」を推進するため、学校・地域・事業者と連携しながら、青少年の学びや挑戦を将来の地域を担う人財の育成と地域づくりにつなげる工夫を図ります。

(2) 地域学校協働活動の推進

- ・芽室町コミュニティ・スクールの活動において、町民それぞれがもつ知識や技術を地域社会に還元する機会として、地域学校協働活動への参画を推進し、地域の教育力の向上と地域コミュニティの活性化に繋げる中で、地域と学校が連携し子どもたちの学びや成長を支える地域学校協働活動の充実を図るため、「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を進めるため、「めむろ郷育・夢育応援団本部」の活動を改善します。
- ・小中高校生が地域で得た学びの成果を地域に発信する探究成果発表会など、学びの成果を地域と共有する機会の充実に努めます。

(3) 学習支援体制の充実

- ・町民が自発的に学習活動に取り組むきっかけづくりを支援するために、さまざまな施設での講座やグループでの取組など、学習情報の提供や環境整備に努めます。

(4) 高齢者の学習機会の充実による社会参加の促進

- ・高齢者の学習活動機会である「めむろ柏樹学園」は、カリキュラム内容やクラブ活動の充実を図りながら学園生の維持・拡大を目指します。
- ・高齢者がこれまで培った知識、技能を生かし、指導や伝達などを通じて子どもたちと交流を図るなど、地域学校協働活動の一環として進め、生きがいややりがいにつなげます。

(5) 社会教育施設の機能の充実

- ・中央公民館や図書館、ふるさと歴史館は学習活動の拠点として、学習機会の提供や情報の発信などに努め、利用者ニーズに合致した施設の修繕・備品の更新などを計画的に進めます。
- ・図書館に導入した電子書籍については、年次計画に基づく計画的な購入を進め、町民の読書活動の充実に努めます。

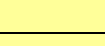
(6) 社会教育関係団体の支援

P T Aや青少年健全育成協議会など関係団体をはじめ、子ども会や家庭教育学級などの活動について、自主的・自律的な社会教育活動を行うことができるよう支援します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030／R12)
①児童生徒の社会教育事業への参加者数	生涯学習課調べ	359 人 (R7)	400 人
②生涯学習の機会が充実していると思う町民の割合	町民意識調査	80.2% (R7)	82.0%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
少年教育活動運営事業の充実	生涯学習課		実施			
芽室ジモト大学の推進	生涯学習課		実施			
コミュニティ・スクール 地域学校協働活動の実施	生涯学習課		実施			
社会教育施設の機能充実	生涯学習課		実施			
高齢者の学習機会の充実と社会参加（ボランティア）の充実	生涯学習課		実施			
子どもの読書活動の推進	生涯学習課 教育推進課		実施			

6 展望計画（2031（令和 13）年度～2034（令和 16）年度の展望）

- ・社会教育関係団体への伴走支援
- ・社会教育施設の維持、管理

7 関連する SDG s の目標



基本目標2 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり

2-2 地域文化の形成とスポーツ環境の充実

2-2-1 地域文化の振興

主管課 生涯学習課

1 現状と課題

本町では、文化・芸術活動が人々の創造性や感性を育み、心豊かな暮らしを実現するうえで重要であると捉えています。そのため、町民の自主的な文化活動を支援するとともに、青少年が優れた作品に触れる「一流を見て、聴いて、学ぶ」機会を提供しています。

また、町民の創作活動の発表の場である「町民文化展」を開催するとともに、町民と行政の協働による芸術鑑賞事業や親子芸術鑑賞会への支援を通じ、町民が広く文化芸術に触れる機会の充実に努めています。

こうした文化活動の基盤となっているのが、中央公民館等の社会教育施設であり、そこを拠点として文化協会加盟団体や各種サークルが日頃の活動を実践しています。しかし、少子高齢化や活動の多様化が進む中、文化活動の中心を担っている文化協会や町民によって受け継がれてきた郷土芸能メモオロ太鼓保存会においては、会員の減少や後継者不足が大きな課題となっており、これらに対する支援の必要があります。

加えて、文化活動に対するニーズが多様化していることから、個々の活動のサークル化への働きかけや文化・芸術サークルの把握、活動支援、町民に対する情報提供等を実施し、文化・芸術活動の発展を推進します。

さらに、文化分野における学校部活動の地域展開(詳細2-2-2『スポーツしやすい環境づくり』に記載)については、生徒の一人ひとりの成長を促しながら、将来にわたってスポーツ・文化芸術活動などの生涯学習に親しむことができる機会を確保することを基軸に、生徒の意欲や興味関心、及び障害のある生徒のニーズや志向にも応えられる多種多様な体験と学びの環境整備を推進します。

町民の共通の財産ともいえる文化財としては、生活用具や農機具、町内で発見された埋蔵文化財等をふるさと歴史館で保存・展示管理していますが、町内には町民が保有する歴史資料などが潜在的に数多く存在する可能性があり、その実態は把握しきれず、世代交代が進む中で、それらの貴重な資料が失われていく懸念があります。

そのため、ふるさと歴史館は、郷土の歴史を示す資料の保存・展示を行い、特に青少年が、ふるさと芽室を学ぶ貴重な施設となっていることから、今後も先人たちのあゆみや努力を後世に伝えていくためにも、資料の収集・保存、郷土学習の充実を図る必要があります。

2 施策の方針

地域における文化活動への参加を促進するとともに、文化財などの収集・活用を進めます。

対象	町民
意図	文化・芸術を身近に感じさせる機会の創出
結果	多様な文化芸術に親しみ、次世代に受け継がれる心豊かな地域づくり

3 施策の主な内容

(1) 文化芸術鑑賞機会の提供

- ・町民の参画による文化芸術鑑賞会を開催するとともに、幼児の情操教育のための親子芸術鑑賞会開催を支援します。
- ・町民の創作活動の発表の場である町民文化展の充実を図るとともに、町民文芸誌「芽室文芸」の発行を支援します。
- ・優れた作品や活動に触れる「一流を見て、聴いて、学ぶ」事業を引き続き実施します。

(2) 文化活動団体、サークルなどの活動支援

- ・文化協会加盟団体やサークル活動の場として中央公民館など社会教育施設の活用を促進するため、各種ニーズにあわせた施設整備を進めます。また、文化協会などの団体活動に対し支援を行います。
- ・公民館講座受講生や個人活動のサークル化を促進するため、さまざまな文化活動の情報提供に努め、文化活動をはじめのきっかけづくりや、各種ニーズの多様化に対応します。
- ・郷土芸能メムオロ太鼓保存会の活動支援を行います。

(3) 文化財の調査・保護の推進

- ・町の天然記念物である芽室公園の柏の木の保護を行います。
- ・町民などが保有している貴重な郷土資料などの所在調査、確認を行います。

(4) ふるさと歴史館の活用促進

郷土資料館としての機能（資料の収集、保管・展示、調査・研究、学習機会での活用）の充実を図るため、新たな資料の収集や調査研究の成果に基づき展示のリニューアルを行う中で、郷土愛を育む学習への活用を進めます。

(5) 学校部活動（文化分野）の地域展開の進展

将来にわたり子どもたちが継続的にスポーツ・文化芸術に親しむことができる機会を保障するため、国や北海道の取組状況や本町における地域展開の進捗状況を確認・検証しながら、令和11年4月に全面展開ができるよう計画的に進めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030／R12)
①文化活動がしやすいと感じる町民の割合	住民意識調査	80.6% (R7)	81.0%
②文化活動への参加者数	生涯学習課調べ	1,592人 (R7)	1,600人

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
芸術鑑賞会等開催事業 「一流を見て、聴いて、学ぶ」	生涯学習課		実施			
文化団体・サークルなどへの支援	生涯学習課		実施			
ふるさと歴史館の展示改修・活用	生涯学習課		実施			
町指定天然記念物 芽室公園の『柏』の保全	生涯学習課		実施			

6 展望計画（2031（令和13）年度～2034（令和16）年度の展望）

- ・文化団体、活動サークルに対する支援
- ・歴史館の機能充実と利活用の促進
- ・社会教育施設の維持、管理
- ・地域クラブ活動の推進（学校部活動地域展開）

7 関連する SDG s の目標



基本目標 2 心豊かで輝く人と文化を育むまちづくり

2-2 地域文化の形成とスポーツ環境の充実

2-2-2 スポーツしやすい環境づくり

主管課 生涯学習課

1 現状と課題

本町では、町民の健康増進と皆スポーツを目指し、各種スポーツ教室の開催、ゲートボールによる国内外の交流の推進、体育会の運営と所属する団体やスポーツ少年団に対する支援体制を整備するなど、スポーツの振興により、町民の健康増進を図りながら相互の交流も深めるようにしてきました。

そのため、町内の社会体育施設は、温水プールやトレーニングセンターの建替えをはじめ、指定管理者制度による効率的かつ適正な管理を推進していますが、今後も「公共施設等総合管理計画」を基本に「社会体育施設再整備構想」などにに基づき、施設の更新や維持管理を行います。

また、メムロスキー場については、十勝の中心的なスキー場、ファミリーゲレンデとして、町内外から多くのスキーヤー、スノーボーダーに利用されてきましたが、リフトやロッジ、圧雪車等の作業機械の老朽化や気象条件、スキー人口の減少など、より一層スキー場を取り巻く環境の変化への対応が求められています。

スポーツ推進委員には、スポーツの実技指導や助言、スポーツ行事やスポーツ健康ウィーク、部活動地域展開などの各種事業の実施などに協力を求めるなど、町のスポーツ振興のため、より密接な連携を図ります。

発祥の地であるゲートボールについては、昭和22年に本町で考案されて以降、高齢者を中心に親しまれてきたスポーツであり、毎年全国各地から多くのゲートボール愛好者を迎える「発祥の地杯全国ゲートボール大会」の開催や、青少年層を対象とした体験教室の実施、各種大会出場にあたっての助成制度の整備など、競技の普及・振興に努めてきましたが、競技人口の減少が顕著であることから、町の振興策である「挑戦の流儀」を基本に、今後も継続し普及啓発を進める必要があります。

また、本町における学校部活動の地域展開は、生徒一人ひとりの成長を促しながら、将来にわたってスポーツ・文化芸術活動などの生涯学習に親しむことができる機会を確保することを基軸に、生徒の意欲や興味関心、及び障害のある生徒のニーズや志向にも応えられる多種多様な体験と学びの環境を整備する必要があります。

そのためには、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を目指し、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出することが重要となります。この取組は、将来的には中学生だけでなく全世代を対象とした総合的な生涯スポーツ、文化芸術活動を地域全体で支える基盤づくりにも繋がることから、まずは部活動地域展開を推進する「芽室町学校部活動地域展開推進計画」に則り、令和11年4月から地域展開が全面実施されるよう取組を進めます。

今後も個々の町民が生涯にわたり、スポーツに親しみ、健康で活力に満ちた生活を送ることのできる地域づくりの実現を目指し、スポーツの振興を図る必要があります。

2 施策の方針

町民の多様化するニーズに応じたスポーツができるようにする。

対象	町民
意図	多様化するニーズに応じたスポーツができるようにする
結果	健康で活力に満ちた生活を送ることのできる地域づくりの実現

3 施策の主な内容

(1) 多様なニーズ・適正に応じたスポーツ活動と運動機会の提供

社会体育施設利用者の年代や目的など多様なニーズに対応するための方策を検討し、各種スポ

ーツ教室やスポーツプログラムを整備するとともに、健康増進のために気軽に参加できる運動機会を提供します。

(2) 体育会・関係団体の連携と支援

- ・各種スポーツ競技団体の自主的な活動に対し、体育会や少年団本部と連携し、団体を通じて町民が円滑にスポーツに取り組むことができる体制を整備します。
- ・子どもたちがスポーツの楽しさや魅力を体感し、夢や希望を持ち、生き方を学ぶことを通して地域の未来を担う人材を育めるため、提携する各種プロスポーツ団体などの協力を得る中で「一流を見て、聴いて、学ぶ」機会を積極的に推進します。
- ・スポーツ活動における指導者不足については、部活動の地域展開にもつながることから、その確保に向け関係機関と情報共有しながら進めます。

(3) 発祥の地ゲートボールの普及振興

- ・ゲートボールの再生に向けて、日本ゲートボール連合が取り組む様々な施策と本町が進める「挑戦の流儀」に基づき、ゲートボールの灯を再燃・再興させることを目指します。
- ・ゲートボール発祥の地として、ゲートボールが町民にとって身近で手軽に取り組むことのできる楽しい競技であることを実感できる環境づくりに努めます。
- ・町内の小中、高校生を対象とした体験教室の実施、道外の高校ゲートボール部を対象とした合宿誘致、各種大会出場にあたっての助成制度の整備など、青少年層への競技普及に対する支援を行います。
- ・発祥の地杯全国ゲートボール大会は、2027（令和9）年度に40回目の大会を迎えるとともに考案から80年の節目の年になることから、国内外に向け「ゲートボール発祥の地・芽室町」を積極的にPRを行うとともに、大会を契機としてゲートボール競技の更なる普及振興に努めます。

(4) 社会体育施設の機能の充実

- ・社会体育施設については、指定管理者との連携により適切な維持管理や施設運営におけるサービス向上に努めるとともに、社会体育施設再整備構想などに基づく計画的な整備を進めます。
- ・各種スポーツ教室や団体、個人など、施設利用者が安全に楽しくスポーツができるよう、利用者ニーズに合致した施設の修繕及び備品の更新などを計画的に進めます。
- ・メムロスキー場は、町民の健康増進及び体育・スポーツの普及振興の図るため、令和7年度に策定した新嵐山スカイパーク再生基本計画に基づき、リフトやロッジの計画的な整備を進めるとともに、圧雪車や人工降雪機などの作業機械の老朽化対策を進めます。

(5) 学校部活動（スポーツ分野）の地域展開の進展

- ・生涯にわたり、子どもたちが継続的にスポーツ・文化芸術に親しむことができる機会を保障するため、国や北海道の取組状況や本町における地域展開の進捗状況を確認・検証しながら、令和11年4月に全面展開ができるよう計画的に進めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030／R12)
①スポーツしやすい環境であると思う町民の割合	住民意識調査	81.3% (R7)	83.0%
②芽室町内の体育施設利用者数	年間利用実績	205,640 人／年 (R7)	200,000 人／年
③町内のゲートボール大会・交流会の参加者数	生涯学習課調べ	988人／年 (R7)	1,200 人／年

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
年代、目的に応じたスポーツ教室 などの開催 「一流を見て、聴いて、学ぶ」	生涯学習課		実施			
ゲートボールの普及拡大 ゲートボールの再生に向けた 計画「挑戦の流儀」の実施	生涯学習課		実施			
社会体育施設の計画的な整備・更 新	生涯学習課		実施			

6 展望計画（2031（令和 13）年度～2034（令和 16）年度の展望）

- ・社会体育施設の更新・維持管理
- ・スポーツ活動における多様化するニーズへの対応策の検討
- ・ゲートボールの競技人口減少に対する対策
- ・地域クラブ活動の推進（学校部活動地域展開）

7 関連する SDG s の目標



基本目標3 誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり

3-1 いつまでも健康で安心して暮らせる保健医療環境づくり

3-1-1 生涯を通じた健康づくり

主管課 健康福祉課

1 現状と課題

国では、2024（令和6）年度から2035（令和17）年度を計画期間とする「21世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次）」を推進しており、「全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現」に向け、誰一人取り残さない健康づくりの展開と、より実効性をもつ取組の推進を基本的な方向として示しています。

本町では、保健事業などに関する計画として「芽室町総合保健医療福祉計画」を上位計画とした「芽室町健康づくり計画（第5期）」をはじめ、「芽室町データヘルス計画（第3期）」や「芽室町食育推進計画」を策定し、妊婦や乳幼児期から高齢期まで、ライフステージに応じた健康づくりやこころの健康づくりの推進、若い世代からの生活習慣病の発症予防・重症化予防等に取り組んでいます。

本町における健康課題として、肥満や血糖の有所見者の割合が高い状態であり、特に働き盛り世代（35歳～64歳）における生活習慣病リスクが高い状況にあります。こうした生活習慣病は、脳血管疾患や心疾患などの重篤な疾患につながるだけでなく、要介護状態の原因となることも多く、2024（令和6）年度における本町の介護保険第1号被保険者の有病状況では、糖尿病が27.3%であり、十勝管内・道・国と比較しても高い状況です。

これからの長寿社会を地域とつながりをもって健やかで心豊かに生活できるよう、健康寿命の延伸と健康格差の縮小に向けて、集団や個人の特性を踏まえながら、健康に関心が薄い方（健康に関心を向ける時間のとりにくい方）を含む幅広い世代へのアプローチや、多様な担い手との連携による、より実効性のある取組が求められています。

2 施策の方針

ライフステージに応じた健康づくりを推進し、若い世代からの生活習慣病の発症予防・重症化予防に取り組むとともに、健診・保健指導の充実により、疾病の早期発見・早期治療につなげます。また、健康に関心が薄い方を含む幅広い世代に健康情報が届くよう伝達方法を工夫し、町民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組める環境づくりを進めます。

対象	町民
意図	・若い世代からの生活習慣病の発症予防・重症化予防に取り組む ・町民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組む
結果	住み慣れた地域で自分らしく、生き生きと健やかに暮らすことができる

3 施策の主な内容

（1）健康づくりに向けた体制整備

- ・妊婦や乳幼児をはじめ、青壮年期・高齢期に応じた健康づくりを推進するため、各ライフステージに応じた健康診査や予防接種の実施、健康情報の提供や相談・助言の充実を図ります。
- ・デジタル技術（健康アプリ）を活用した健康ポイント制度の運営や出前健康講座の充実により、町民の主体的な健康づくりを推進します。また、広報誌・SNS・公式LINEなど多様な媒体を活用し、健康に関心が薄い方を含む幅広い世代の日常生活に健康情報が活かされるよう、伝達方法を工夫します。

(2) 生活習慣病等の予防と早期発見・重症化予防の推進

- ・ **こども**から高齢者まで、切れ目のない生活習慣病等の疾病予防体制を構築します。**幼児からの適切な食事や運動等の正しい生活習慣の獲得を支援し**、若年層には早期介入や働き盛り世代への重点的なアプローチを継続するとともに、高齢者のフレイル予防・重症化予防に取り組みます。
- ・ 特定健診、各種がん検診および歯科検診等の受診促進と、健診結果に基づく保健指導を充実させ、肥満や血糖有所見者の改善、治療中断者への支援等を通じて、疾病の早期発見・早期支援および重症化に向けた包括的な体制を強化します。

(3) 栄養・食生活と身体活動・運動の一体的推進

- ・ 肥満や血糖の有所見者が多い状況を踏まえ、一人ひとりが自身の健康と食生活の関係を正しく理解し、よりよい食習慣を身につけられるよう、関係機関と連携した栄養相談・食育の推進に取り組みます。
- ・ 身体活動・運動については、日常生活における歩数の増加や運動習慣者の増加を目指し、健康アプリを活用した歩数管理や健康ポイント制度により、幅広い世代が無理なく身体活動を継続できる仕組みづくりを推進します。また、地域で気軽に運動できる環境整備を進めます。

(4) こころの健康づくりと自殺予防

- ・ こころの健康づくりには地域社会全体での取組が不可欠です。広報誌・SNS・講演会などを通じた情報発信や健康相談、地域・職域での健康講座を継続し、こころの健康に関する理解と気づきの醸成を図ります。また、関係機関との連携をより一層強化し、悩みを抱える方が早期に適切な支援へつながるよう、相談支援体制の充実に取り組みます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030／R12)
①日頃から健康的な生活習慣を身につけている方だと思う町民の割合	住民意識調査	63.5% (R7)	70.0%
②健康アプリの総ダウンロード数	ダウンロード実績	869人 (R8.9月)	1,540人
③国保特定健診受診者のうちメタボリックシンドローム該当者の割合	健診結果	19.4% (R6)	19.0%
④国保特定健診受診者のうちHbA1c6.5%以上の割合	健診結果	9.3% (R6)	8.4%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
特定健康診査・特定保健指導	健康福祉課		実施			
各種がん検診事業	健康福祉課		実施			
成人健康教育相談事業	健康福祉課		実施			
こどもの健康づくり支援事業	子育て支援課		実施			
健康ポイント制度運営事業	健康福祉課		実施			

6 展望計画（2031（令和 13）年度～2034（令和 16）年度の展望）

- ・生涯を通じた生活習慣病予防体制の充実
- ・デジタル技術を活用した主体的な健康づくりの推進
- ・地域全体で健康を支え合う環境づくりの推進

7 関連する SDG s の目標



基本目標３ 誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり

3-1 いつまでも健康で暮らせる保健医療環境づくり

3-1-2 公立芽室病院の総合的な医療体制の維持・発展

主管課 公立芽室病院

1 現状と課題

公立芽室病院は、1940（昭和15）年1月の開設以来、町内唯一の病院として、芽室町のみならず西部十勝地区の地域医療を担ってきました。この間、外来・入院診療のほか、健康診断、特定健診、予防接種などの公衆衛生活動や在宅患者への訪問診療の実施など、医療・介護・保健・福祉を継続的かつ一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の医療拠点として、地域住民の暮らしを支えてきました。

病床機能においては、一般病床を基盤としながらも、地域の高齢化や医療需要の変化を踏まえ、急性期治療だけでなく、その後の回復期におけるリハビリテーションや在宅復帰支援、さらには将来的な慢性期療養を見据えた機能を有しています。

一方で、全国の公立病院は、医師不足などに伴う経営状況の悪化により、医療提供体制の維持が困難な状況となっています。このため、総務省は2007（平成19）年及び2015（平成27）年の2度にわたり「公立病院改革ガイドライン」を策定し、地方公共団体に対して、公立病院改革プランの策定と、それに基づく経営改革の推進を要請しました。

厚生労働省は、限られた医療資源を効率的に活用し、切れ目のない医療・介護サービス体制を構築するため、都道府県に対し「地域医療構想」の策定を求め、北海道においては2016（平成28）年12月に「北海道地域医療構想」が策定されました。これらを踏まえ、本町では平成29年に「公立芽室病院新・改革プラン」を策定し、地域医療構想を踏まえた当院の役割の明確化や経営の効率化の方向性を示しました。

その後、総務省は2022（令和4）年3月に「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を策定し、新たな計画の策定を要請したことから、本町では2023（令和5）年3月に「公立芽室病院経営強化プラン」を策定しました。

経営状況については、8年連続の赤字決算が続くなど厳しい状況にありましたが、新型コロナウイルス感染症患者の受入に伴う補助金の影響もあり、2020（令和2）年度から2023（令和5）年度まで黒字を確保し、累積損失を解消しました。しかし、2024（令和6）年度は人件費の増加や物価高騰の影響により赤字決算となり再び厳しい状況となっております。

2 施策の方針

公立芽室病院は、地域包括ケアシステムの医療拠点として、また「地域住民にとって不可欠な病院」として診療機能の充実を図り、町民の理解を得ながら持続可能な病院運営を推進します。

対象	公立芽室病院
意図	持続可能な診療体制の構築と経営基盤の強化
結果	質の高い医療の提供

3 施策の主な内容

（１） 地域包括ケアシステムの医療拠点機能の強化

入院・外来診療に加え、訪問診療・訪問看護・訪問リハビリテーションの体制整備を進め、「かかりつけ病院」としての機能を充実させるとともに、在宅医療の推進を図ります。また、「多職種連携情報共有システム」やオンライン診療などの医療DXを活用し、効率的で質の高い医療を提供します。

（２） 地域連携機能の充実

町内の診療施設や近隣医療機関、専門医療機関、介護施設等との連携を強化し、地域に必要とさ

れる医療提供体制を構築します。

(3) 医療の質の確保

医療の質を確保するため、計画的な医療機器の整備や施設の適切な維持管理、院内委員会活動の推進を図ります。

(4) 予防医療の推進

各種健診体制の充実を図り、疾病の予防及び早期発見に取り組みます。

(5) 医療人材の確保

安定した診療体制の確保に向け、医師をはじめとする医療人材の確保・定着に取り組みます。

(6) 経営の安定化

自律的な経営改善の取組を推進し、病床稼働率の向上や診療報酬改定への適切な対応による収益確保を図るとともに、人員配置の適正化や業務効率化等による経費の節減を進め、経営基盤の強化に取り組みます。

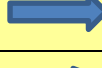
(7) 施設整備の検討

施設の老朽化への対応について検討を進め、町としての方針を整理します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030／R12)
①外来患者数	病院決算状況	57,101 人 (R7)	60,000 人
②病床稼働率（入院）	病院決算状況	85.8% (R7)	93.0%
③4年間の経常利益（損失）の平均	病院決算状況	▲92 百万円	0 円
④訪問看護・訪問リハビリの利用者数	病院調べ	訪問看護 66 人 訪問リハビリ 39 人 (R7)	75 人 54 人

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
地域包括ケアシステムの構築	公立芽室病院		実施			
地域連携機能の充実	公立芽室病院		実施			
医療の質の確保	公立芽室病院		実施			
医療人材の確保	公立芽室病院		実施			
経営の安定化	公立芽室病院		実施			
施設整備	公立芽室病院		実施			

6 展望計画（2031（令和13）年度～2034（令和16）年度の展望）

- ・施設老朽化への対応計画策定

7 関連する SDG s の目標



基本目標3 誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり

3-2 安心して子育てできるまちづくり

3-2-1 安心してうみ育てることができる子育て支援

主管課 子育て支援課

1 現状と課題

未婚化、晩婚化、晩産化などを要因とする少子化、三世代同居世帯割合・平均世帯人員の低下による核家族化の進行、女性の就業率上昇による共働き世帯の増加、地域とのつながりの希薄化など、子育て世帯が孤立しやすい社会状況は依然として続いています。子育てに適切なサポートが得られないことで、親の不安感や負担感の増加やこどもに対する不適切な関わりなどの課題が表面化しやすくなります。また、こどもをうみ、育てたいと願う方々が、それぞれの希望する時期に実現できる環境づくりも大きな課題です。

2012（平成24）年の児童福祉法改正以降、国は発達に支援を要するこどもが身近な地域で支援を受けられる体制づくりを推進してきました。さらに、医療的ケア児などの特別な支援を要するこどもたちをサポートする支援体制づくりを推進してきました。本町では、「発達支援システム」を構築し、関係機関のネットワークづくり、職員の専門性向上、施設設備の充実を図ってきました。2020（令和2）年にはシステムの中心的な担い手である「地域コーディネーター」の複数配置を実現し、福祉と教育の連携を強化しました。早期から相談できる体制や、幼児期から学齢期までの情報が継続し、成長に合わせた支援が安定して提供される体制が整備されていることは、こどもたちのその後の社会適応に大きな影響があると考えられており、将来の社会参加を見据えた継続性・一貫性のある支援体制の継続が求められています。

家庭での養育における社会的な問題として虐待があります。児童虐待対応件数は全国的に増加傾向にあり、虐待の未然防止、養育上の課題の早期発見・早期対応が引き続き求められています。こどもたちが現在直面している課題が、将来の妨げとならないよう、課題を早期に発見し対応するための仕組みづくりが必要であり、要保護児童及び要支援児童などへの支援体制を含め、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働をさらに深めることを目的として、2024（令和6年）4月に「こども家庭センターめむろん」を開設しました。

本町は、「芽室町子どもの権利に関する条例」に基づき、全てのこどもたちの「生きる」「育つ」「守られる」「参加する」権利を保障しており、未来を担う本町のこどもが自分らしく健やかに育つ環境づくりや、子育て支援体制の整備に取り組むとともに、様々な事情や背景の家庭に対応した相談・援助体制の充実、妊娠から出産、子育て期に至るまでの切れ目ない支援の実践による、親子の生涯に渡るウェルビーイングの基盤構築が求められます。

2 施策の方針

妊娠・出産・子育てに関する悩み・不安の解消と地域社会の理解を深めることにより、まち全体による子育て支援体制の充実を図ります。

対象	町民
意図	妊娠、出産及び子育てに対する不安や悩みを解消する 子育てに対する地域社会の理解を深める
結果	子育ての支援体制が充実し、安心してうみ育てることができることにより、こどもが健やかに成長できる。

3 施策の主な内容

（1） こどもを持ちたいと願う夫婦等への経済的負担の軽減

不妊治療における保険診療（自己負担分）に加え、先進医療や管外への通院にかかる交通費・宿泊費の独自助成を継続します。治療の継続には多くの費用がかかるため、さらなる助成拡大を検討

し安心して治療に専念できる環境を整えます。

(2) 妊娠から出産、子育てを支える「こども家庭センター」の機能強化

- ・妊娠期から18歳までのこどもがいる全ての家庭に、成長段階に応じて継続的に寄り添い、共に課題解決を目指す伴走型相談支援の充実と母子保健による予防支援を強化します。
- ・出産後の保護者の身体的・精神的な負担を軽減するために、産後ケア事業の利用を促進し、虐待の要因である「産後うつ」や「育児疲れ」を未然に防ぎます。
- ・こどもの健全な育成を図るため、養育環境が深刻な状況になる前に、家庭環境・養育環境について、家庭支援事業による支援を継続します。また、身近に頼れる親族がいない家庭等にはヘルパー派遣やショートステイサービスなどにより、社会全体で子育てを支える体制を構築します。

(3) 楽しく子育てできる支援体制の推進

- ・子育てに関する相談対応や親同士の交流をサポートする地域子育て支援拠点の充実を図り、家庭の孤立予防に努めます。また、同じ時期に出産し、育児の大変な時期を支え合う親同士をつなぎ、交流する機会を創出し、親同士で支え合う環境づくりをサポートします。
- ・子育て支援センターが実施している開放事業に加え、より身近な場所ですつなげるための「出張ひろば」事業を継続します。
- ・子育て世帯が抱える育児負担の軽減するために、預かりや送迎支援、家事援助等を提供する「ファミリー・サポート・センター事業」を継続します。
- ・町内の子育て団体などと情報交換を行い、町民との協働による「子育てしやすいまちづくり」を推進します。
- ・子育てに関する記録・情報を一元管理し、必要な情報につなぎやすくなるツールとして、電子母子手帳アプリ(母子モ)の普及啓発を継続します。

(4) こどもの健やかな成長を育む支援体制の充実

- ・乳幼児期の親子の愛着形成や基本的生活習慣の獲得等の重要性を伝え、こどもの自己肯定感を育む家庭支援の取組を推進するとともに、保育・教育との連携により親子のウェルビーイングの基盤構築に努めます。
- ・「子どもの権利に関する条例」を児童生徒だけではなく、こどもの権利を守る大人への周知に努めます。また、「子どもの権利委員会」において、こどもの権利擁護を推進します。
- ・子どもの居場所づくり推進事業(風の子めむろ)を継続し、放課後の第3の居場所として、貧困を含む様々な課題を抱えるこどもの早期発見・早期対応を図ります。
- ・赤ちゃんと触れ合う機会を通じた命の大切さや子育てを学ぶ機会を継続するとともに、性や生殖に関する正しい知識の普及として「プレコンセプションケア」など思春期保健を推進します。
- ・ヤングケアラーや貧困など、こどもらしい生活や学び、成長の機会を阻害する要因を早期に発見するため、実態調査や関係機関との連携を図るとともに、地域への普及啓発を推進します。

(5) 「発達支援システム」による切れ目ない支援の充実

- ・発達に支援を要するこどもに一貫性と継続性のある支援体制を構築する「発達支援システム」を継続します。また、「発達支援システム」におけるつなぎの中核となる「地域コーディネーター」の複数配置や、子育てや発達の相談及び発達のアセスメントを行う「発達心理相談員」の配置を継続し、専門性を生かしたシステムづくりを進めます。
- ・支援を必要とするこどもが身近な地域で必要な支援を受けられる体制づくりを推進します。発達支援センターが中核的機能を担い、関係機関や民間事業所と連携した地域支援体制を構築します。

(6) 児童虐待の発生予防とセーフティネットの構築

- ・こども家庭センターを中核として、保健・福祉・教育・医療・警察等の関係機関との連携を図り、虐待リスクの早期発見と未然防止を図ります。
- ・要保護児童対策地域協議会作成の「こども虐待対応マニュアル」の活用に向けて、関係機関への周知を図ります。

(7) 子育て世帯の経済的負担の軽減

子育て世帯の経済的な負担軽減などを図るため、子ども医療費給付事業及びひとり親家庭等医療

費給付事業への町独自の助成を継続します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030／R12)
①育児が楽しいと感じる親の割合	乳幼児健診 アンケート	88.1% (R7)	90.0%
②安心して子育てができる環境であると思 う町民の割合	住民意識調査	87.8% (R7)	85.0%以上
③育児・家事に協力してくれる方がいる 割合	乳幼児健診 アンケート	93.2% (R7)	90.0%以上

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
妊婦等相談・支援事業 乳幼児健診・相談事業	子育て支援課		実施			
子育て支援センター運営事業	子育て支援課		実施			
こども家庭センター運営事業 児童福祉支援事業	子育て支援課		実施			
発達支援システム推進事業	子育て支援課		実施			

6 展望計画（2031（令和13）年度～2034（令和16）年度の展望）

- ・妊娠から出産、子育てを支える「こども家庭センター」の機能強化
- ・「発達支援システム」による一貫性・継続性のあるサポートの継続

7 関連するSDGsの目標



基本目標3 誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり

3-2 安心して子育てできるまちづくり

3-2-2 子育て環境の充実

主管課 子育て支援課

1 現状と課題

全国的な傾向同様、本町においても出生数は減少しており、回復は見通せない状況ですが、一方、女性の就業率上昇や国の労働・雇用政策などの社会情勢から共働き世帯は増加傾向にあり、早期復職の希望とともに、特に低年齢児の保育需要が高まっています。

本町の保育施設は、私立の認可保育所や、認定こども園（芽室幼稚園保育部分）、小規模保育事業所のほか、町が2か所の保育所を運営し、多様な保育ニーズに応じた選択肢の提供を行っていますが、全国的な状況同様、保育人材の確保が課題となっています。

また、放課後児童対策としての居場所づくりについては、町内の子どもセンター、児童館、児童クラブにおいて、多様な家庭の状況に応じてサービスを提供し、居場所を整備してきました。今後も、利用者やニーズを確認しながら、放課後に子どもたちが楽しく安心して過ごすことができる居場所、遊び場づくりを時代に合わせて展開していくことが求められています。

教育基本法にも規定されている幼児期の教育は、心身の成長、発達過程において重要な役割を担っています。保育ニーズの多様化に応じた保育所との連携はもとより、小学校との連携、協力の強化を図ることが必要です。本町における幼児教育施設は、私立の認定こども園と幼稚園があり、近年、発達に支援を要するこどもに早い段階で対応することの重要性が増していることから、私立幼稚園では個に応じた教育を図るため教員の増員が必要とされています。町は、保育施設と同様に幼児教育施設が支援を要するこどものために加配する教諭について、国や北海道の支援を受けられない部分に対し、係る費用の支援を継続する必要があります。

2 施策の方針

こどもの健やかな心身の成長を促すとともに、教育・保育相互のこどもの情報の連携、保護者への教育情報の円滑な提供を促進します。

対象	こども、保護者
意図	こどもの健やかな心身の成長 教育・保育相互の連携が進み、保護者への教育情報の提供がスムーズになされる
結果	保護者が安心してこどもを預けることができる

3 施策の主な内容

(1) 保育事業の充実

- ・保育所の運営においては、めむろかしわ保育園・めむろてつなん保育所や、家庭保育園トムテのいえは民間法人が、ひだまり保育所・上美生保育所は町がそれぞれ運営しています。さらに、認定こども園芽室幼稚園においても保育を必要とするこどもを受け入れています。いずれの施設についても、芽室のこどもたちの保育に責任を果たすのは町であることに変わりはなく、今後も引き続き運営事業者と町が十分な連携を保ちながら、一時預かり事業やこども誰でも通園制度など、保護者ニーズを十分に確認・検証し、保育需要に応じていきます。
- ・法人施設の改修支援など保育環境の整備充実に取り組みます。
- ・保育所の待機児童数ゼロを継続し、安心してこどもを預けられる体制を維持します。
- ・病児保育利用料及び登録料の全額助成・病後児保育の町内実施により、子育てと仕事を両立しやすい環境を推進します。

(2) 保育士の確保

全国的な保育士不足は十勝管内においても例外ではなく、将来にわたる安定的な保育提供のため、保育を実施する責任がある町として、町立保育所においては待機児童対策を含めた人員確保を進め、民間法人に対しては、国と連携した保育士の処遇改善策を行います。

また、町独自支援策として、潜在保育士の掘り起こしなどを目的とした保育士合同就職説明会の開催や、官民の保育士が参加し、保育の質の向上を目的とした保育士合同研修会の実施、民間法人における保育人材の安定的な確保の支援など、保育人材の確保・育成・定着に取り組みます。

(3) 保育施設利用者の負担軽減

2019（令和元）年度より幼児教育・保育無償化が開始され、幼稚園・保育所などに通う3歳から5歳児の利用者負担額が無償化されたほか、町独自で副食費の助成を継続し、子育て世帯の経済負担軽減を図ります。

また、保育施設における使用済み紙おむつの処理費用を助成することで、衛生面の配慮とともに保護者の持ち帰り負担の軽減を図ります。

(4) 幼稚園・保育所に対する教育情報の提供及び加算職員の配置支援

幼児教育を取り巻く環境の変化に対応し、個に応じた教育の専門性を高めるため、研修機会の充実を図ります。

また、個別に支援が必要と判断したこどものための加配職員配置が速やかに行われるよう、配置に係る経費の支援を継続します。

(5) 小学校との連携推進

幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携体制を継続し、保護者への学校関連情報の提供、小学校教育への円滑な移行など、こどもがスムーズに学校生活に適應できるよう支援します。

(6) 児童クラブ及び児童館などの安定的な運営

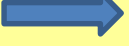
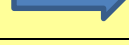
小学校入学後のこどもたちが、放課後に安心・安全に過ごせる居場所として、**小学校区内に児童クラブ及び児童館を整備します**。直営の施設においては、職員確保の難しさなど運営上の課題も解消されておらず、その運営手法や体制については定期的なニーズ調査、状況に応じた見直し・検討を行いながら、安定的な運営に繋がるよう努めます。

また、民間の児童クラブの安定的な運営を支援することで保護者が様々な地域資源を幅広く活用できる環境を**整備します**。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030／R12)
①保育所の保育サービスに満足している保護者の割合	保護者アンケート	95.6% (R7)	90.0%以上
② 保育所待機児童数	実績数	0人／年 (R7)	0人／年
③ 保育士の定着率	子育て支援課調べ	92.2% (R7)	93.0%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
待機児童を出さない保育体制の維持	子育て支援課		実施			
安定した保育の提供	子育て支援課		実施			
保育人材の確保	子育て支援課		実施			
放課後児童対策の充実	子育て支援課		実施			
加配職員配置支援の継続	子育て支援課		実施			

6 展望計画（2031（令和13）年度～2034（令和16）年度の展望）

- ・ 保育所待機児童ゼロの継続と、保育人材を確保し、さまざまな保育ニーズに対応し、安心して子どもを預けられる体制の維持

7 関連するSDGsの目標



基本目標３ 誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり

3-3 誰もが個性と能力を発揮できる地域社会の実現

3-3-1 互いに認め合い支え合う地域共生社会の形成

主管課 健康福祉課

1 現状と課題

全国的に少子高齢化や人口減少が急速に進行し、単身世帯や高齢者のみの世帯が増加する中、地域社会における人と人とのつながりや連帯感は希薄化しつつあります。それに伴い、社会的孤立や孤独、家庭内は介護・子育て、経済的な困窮など複数の課題が重なって生じたりするなど、住民が抱える生活課題はますます複雑化・複合化しています。

また、社会構造の変化に伴い、性別や国籍、障がいの有無など、背景や状況の違いにより配慮が求められる場面も増えており、互いの違いを認め合い尊重し合う意識の醸成が求められています。これまでのような高齢・障がい・子どもといった制度や分野ごとの「縦割り」の支援や、「支え手」「受け手」という固定化された関係性だけでは、こうした多様な課題に十分に対応することが困難になっています。

こうした背景から、国においては、属性や世代を問わず、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現に向けた動きを加速させています。社会福祉法に基づく「重層的支援体制整備事業」では、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行い、包括的な支援体制を構築することが推進されています。さらに、令和5年施行の「こども基本法」や令和6年施行の「孤独・孤立対策推進法」など、特定の枠組みにとらわれず、社会全体で誰一人取り残さないための法整備が進められています。

今後は、こうした時代の変化に合わせた多様な主体が参画できる新たな地域活動の仕組みづくりや、支援の声を上げづらい方へ寄り添うアウトリーチ（積極的な働きかけ）を強化するなど、よりきめ細やかな支援体制へと進化させていく時期を迎えています。

これまでの取組を確かな土台としながら、さらに複雑化する課題に対して分野横断的かつ重層的に支援を行う体制を地域に定着させることが重要です。そして、住民一人ひとりが地域社会の中で何らかの役割を持ち、互いに助け・支え合う社会の実現を目指し、新たに「第6期芽室町地域福祉計画」を策定し、多様な主体が参画できる支え合いの仕組みづくりと、地域共生社会に向けた取組をより一層強力に推進していく必要があります。

2 施策の方針

年代や世代、性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、多様性を認め合い「誰一人取り残さない」包括的な支援体制を地域全体で構築します。住民同士が日常的に支え合い、誰もが地域社会のなかで役割を持ち、その人らしく活躍できる場を創出することで、「支える」「支えられる」の垣根をなくす地域の実現を目指します。

対象	町民
意図	住民同士で支え合う体制を作る 人権を守り、人権侵害（擁護）への意識を高める
結果	誰もが個々を認め、支え合うことができる社会の形成及び人権を尊重し合う社会を築くことにより、地域で安心した生活を送ることができる

3 施策の主な内容

（１） 地域における支え合い活動の推進

- ・地域活動の担い手不足に対応するため、幅広い世代がボランティア活動に気軽に参加できる機会の充実や、参加意欲を育てる環境づくりを進めます。また、民生委員児童委員のなり手不足については、その活動内容を広く周知することで、住民の皆様に民生委員活動への興味と理解を深め

てもらう取組を進めます。あわせて、地域全体で、その必要性の共通理解を図るとともに、ＩＣＴの活用なども検討し活動の負担軽減に向けた支援に取り組みます。

- ・ライフスタイルの変化を踏まえ、身近な地域において、誰もが主体的に参加でき、コミュニケーションを交わすことができる多様な居場所づくりを推進します。さらに、住民同士のちょっとした困りごとを助け合うような、日常的な支え合い活動を地域に広げ、「お互い様」の精神で無理なく支え合える関係性を築きます。
- ・経済的困窮や社会的孤立など、複合的な課題を抱える方を早期に把握するため、アウトリーチを含めた相談支援を進めます。あわせて、地域の見守りやつながりづくりを通じて、孤独・孤立を防ぐ地域づくりを進めます。

(2) 地域における包括的な支援体制の構築（重層的支援の推進）

- ・複合的な課題を抱える世帯に対し、「**全世代型地域包括ケアシステム**」をはじめ、**障がい、生活困窮といった属性を問わず**包括的に受け止める「断らない相談支援」を実施します。

さらに、社会とのつながりを取り戻すための「参加支援」や、地域社会とのマッチングを行うなど、多機関が協働して重層的な支援を行う体制を構築します。

(3) 地域福祉を推進する体制づくり

- ・支援が必要な人を地域で支えていくため、住民一人ひとりをはじめ、ＮＰＯ、ボランティア団体、民間事業者などの幅広い地域資源と町が連携・協働し、それぞれの特性を発揮できる連携・協働の仕組みづくり（ネットワークづくり）を進めます。
- ・芽室町総合保健医療福祉協議会や芽室町社会福祉協議会、民生委員児童委員、地域の多様な団体などの関係機関と緊密に連携しながら、より効果的な地域福祉を推進します。

(4) 多様性を尊重し合う社会の形成

- ・性別や国籍、障がいの有無などに関わらず、すべての人が日常生活での困難さや生きづらさの軽減が図られ、個人として尊重されるよう、人権教育や啓発活動を推進し、偏見や差別のない地域づくりを進めます。
- ・アイヌの歴史や文化に対する正しい理解を促進し、社会的・経済的に安定した生活が営まれるよう支援を継続します。
- ・外国籍住民が増加していることから、多文化共生に関する情報発信を進めます。

(5) 人権意識の醸成と権利擁護体制の充実

- ・誰もが自らの意思が尊重される、地域社会の実現を目指し、地域や学校、各種団体など、あらゆる機会での学習の機会の充実や人権尊重の啓発活動など、意識啓発のための取組を推進します。

(6) 男女共同参画への意識啓発

- ・「芽室町男女共同参画基本計画」を推進するため、地域や家庭において男女共同参画の意識づくりに向けた啓発活動を継続します。
- ・男女が健康で学び活躍し続けることができ、仕事や家事・育児・介護などが両立できるよう、ワークライフバランスの視点に立ち、男女が共に働き続けられる環境整備に向け、育児休業等の取得や労働条件の配慮やＤＸの導入など、企業の理解を深めるための啓発活動の推進や企業の取組を支援します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030／R12)
①ボランティア活動に参加した又は参加したい町民の割合	住民意識調査	54.7% (R7)	60.0%
②人権教室の開催団体数	開催実績	14 団体 (R7)	18 団体
③住んでいる地域は、住民同士支え合う体制ができていると思う町民の割合	住民意識調査	53.4% (R7)	60.0%
④人権が尊重され、差別や人権侵害がない町だと思う町民の割合	住民意識調査	75.3% (R7)	90.0%
⑤性別に関係なく社会進出（参加）ができる町だと思う町民の割合	住民意識調査	68.9% (R7)	80.0%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
社会福祉協議会活動支援事業	健康福祉課	→	実施			
民生委員児童委員活動支援事業	健康福祉課	→	実施			
重層的支援体制整備事業	健康福祉課	→	実施			
帯広人権擁護委員協議会参画事業	健康福祉課	→	実施			
男女共同参画への意識啓発	政策推進課	→	実施			

6 展望計画（2030（令和13）年度～2034（令和16）年度の展望）

全ての人がそれぞれの得意分野やライフスタイルに合わせて無理なく社会に参画できる、新しい支え合いの仕組みを構築

7 関連するSDGsの目標



基本目標 3 誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり

3-1 住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の充実

3-3-2 高齢者福祉の充実

主管課 高齢者支援課

1 現状と課題

我が国の高齢化は世界に類を見ないスピードで進み、芽室町においても 2026（令和 8）年 1 月時点、高齢化率は 31.3%で、全道の中では 179 市町村のうち 169 位（2026（令和 8）年 1 月 1 日現在住民基本台帳人口）に位置していますが、全国と同程度の高齢化率となっています。

芽室町の人口は 2010（平成 22）年をピークに減少していますが、65 歳以上の高齢者人口は生産年齢人口が順次老年期に入り、また、平均寿命が延びていることから、2042（令和 24）年まではおおよそ横ばいで推移する見込みです。一方で、社会の支え手とされてきた生産年齢人口（15～64 歳）は減少し、少子高齢化・人口減少社会に入っています。

また、健康で活動的、心身ともに自立した暮らしを送る高齢者がいる一方、ひとり暮らし、夫婦のみの高齢者世帯、認知症の方の増加が見込まれるとともに、ひとつの世帯の中で課題が複合化するなど暮らしに対するニーズは拡大・多様化していくものと考えられます。

第 10 期芽室町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画には、高齢者が慣れ親しんだ地域で暮らすために、お互いに支え合う地域共生社会の実現を基本理念とし、基本目標に地域包括ケアシステムの深化・推進を掲げ、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、高齢者が住み慣れた芽室町で長く暮らしていただくため、生活に関わる幅広い取組について、多様な主体と連携し取り組みを推進するとあります。

「社会とのつながりが可能な心身の健康維持」、「何らかの支援が必要になっても、今の住まいで暮らせる仕組み」、「高齢者が安心して暮らすことができる介護サービスの提供」を柱に、介護が必要になっても住み慣れた地域で生活できるよう介護保険事業を健全に運営します。

2 施策の方針

高齢者の健康づくりや社会参加を推進し、住み慣れた地域で自分らしく安心して生活できるよう適切なサービスを提供します。

対象	高齢者（65 歳以上）
意図	社会参加（介護予防）と心身の健康の維持を推進する 介護が必要になっても住み続けられる環境づくりを推進する 介護サービスの充実と適切な提供
結果	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる

3 施策の主な内容

（1）社会とのつながりが可能な心身の健康維持

- ・健康を維持するためには、社会参加（介護予防）と心身の健康維持（病気の管理など）を一体的に進める必要があることから、この 2 つの視点をもって事業を実施します。
- ・高齢者の生活の質向上や認知症発症のリスク低減等に向け、補聴器購入助成の検討を進めます。
- ・社会参加の場となる住民主体の通いの場や介護予防事業などを充実し、高齢者へ社会参加の場を提供します。

（2）何らかの支援が必要になっても、今の住まいで暮らせる仕組み

- ・認知症など何らかの理由で介護が必要になっても、今の住まいで暮らしたいという住民のニーズがある一方で、就労人口の減少で高齢者の生活に必要な細かな支援を行政や介護保険サービス事業者などが提供するの難しくなることから、**地域包括ケアシステムの深化・推進により高齢者福祉施策の継続と住民による支え合いを進め、地域共生社会の実現を目指します。**

(3) 高齢者が安心して暮らすことができる介護サービスの提供

- ・町民ニーズを踏まえ、住み慣れた地域で生活できるよう介護基盤を確保します。
- ・行政の介護基盤だけではなく、介護人材やそれに関係する協力者を増やし、介護保険に関する様々なサービスを充実させ、利用者にとって真に必要なサービスを提供できる体制を目指します。
- ・高齢者施設利用者の安心・安定した環境提供を図ります。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030／R12)
①高齢者にとって暮らしやすいまちだと思う割合	住民意識調査	70.7% (R7)	75.0%
②やりがいのある趣味や運動、仕事に取り組んでいる高齢者の割合	住民意識調査	70.9% (R7)	72.0%
③芽室町の福祉サービスに満足している高齢者の割合	住民意識調査	78.6% (R7)	80.0%
④ 高齢者（65歳以上）のうち要介護認定を受けていない又は、要介護度が要支援1から要介護1までの比較的軽度の方の割合	高齢者支援課調べ	90.5% (R7)	91.0%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
社会とのつながりが可能な心身の健康維持（高齢者体力増進教室開催事業・各種健診・健康教育・相談）	高齢者支援課・健康福祉課		実施			
何らかの支援が必要になっても、今の住まいで暮らせる（生活支援体制整備事業・成年後見推進事業・地域包括支援センター運営事業）	高齢者支援課・健康福祉課		実施			
高齢者が安心して暮らすことができる介護サービスの提供（支え合いの町づくり人材育成事業）	高齢者支援課		実施			

6 展望計画（2031（令和13）年度～2034（令和16）年度の展望）

- ・切れ目のない介護予防と社会参加の推進による健康寿命の延伸
- ・**地域包括ケアシステム**による地域共生社会の実現
- ・介護人材の持続的確保と介護DXの本格展開

7 関連する SDG s の目標



基本目標 3 誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり

3-3 住み慣れた地域で安心して暮らせる福祉の充実

3-3-3 障がい者の自立支援と社会参加の促進

主管課 健康福祉課

1 現状と課題

国は、地域社会における共生の実現にむけた障害福祉サービスの充実など、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための「障害者総合支援法」（2013（平成 25）年 4 月）を 2024（令和 6）年度に改正し、就労選択支援の創設や地域生活支援拠点の整備、精神障がい者の地域生活を見据えた相談支援の充実など、地域社会における共生の実現に向けた施策を推進しています。また、障害者雇用促進法の改正などにより、障がいのある方の一般就労や社会参加を促進する制度展開が進められています。

本町では、平成 21 年度に制定した「芽室町障がい者及び障がい児の自立支援に関する条例」に基づき「芽室町障がい者福祉計画・障がい児福祉計画」を策定し、「早期発見及び早期支援」「就労支援」「生活支援」「支援を広げるための施策」を基本に取組を進めてきました。これまで、子どもが普段通う場所での支援充実や、民間委託による多様な相談ニーズへの対応強化、就労訓練の場の確保、**官民協働で課題解決に向けた協議する機会の拡充**など、自立に向けた支援を展開してきました。

今後は、障がいのある方の重度化や家族の高齢化、「親亡き後」を見据え、**令和 7 年度に設置した芽室町基幹相談支援センターを核に**、住み慣れた地域で安心して自立した暮らしを続けられるための相談支援体制の強化や、**早期からの切れ目ない支援体制の整備**、社会資源のネットワーク確立を推進します。

さらには、多様な就労や社会参加の場を拡充するとともに、障がいに対する地域の理解を深め、障がいのある方にとっても暮らしやすい町づくりを進めるため、障がいの有無に関わらず、地域全体が支え合える風土の醸成を進めることが重要となっています。

2 施策の方針

障がいのある方が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、一人ひとりに寄り添った相談支援体制の強化を図ります。あわせて、障がいに対する正しい理解の普及啓発と支援体制の整備により、積極的な社会参加を促進し、障がいのある方にとっても暮らしやすい環境づくりを進めます。

対象	障がい者・児
意図	社会参加を促す
結果	安心と生きがいを持って生活できる

3 施策の主な内容

（１）早期発見及び早期支援

- ・発達支援や医療的ケアを必要とする子どもへの専門的な支援体制から、ライフステージに応じた切れ目のない支援の整備・充実を図ります。
- ・発達に応じた適切な教育や支援を受けることができるよう、関係機関が連携し、一人ひとりに応じた将来を見通した連続性のある支援を進めます。

（２）生活支援の充実

- ・多様化するニーズを的確に把握し、サービスの充実を図るとともに、相談窓口の周知と相談支援体制の強化を推進します。
- ・障がいのある方の重度化や家族の高齢化、「親亡き後」を見据えた、将来の生活環境づくりや、緊急時の支援体制の整備など、地域で自立した生活を支える体制強化を進めます。
- ・判断能力が十分でない方を守るための成年後見制度の利用支援を行います。
- ・健康管理の重要性の普及啓発や検診の受診勧奨、及び、健診が受けやすい環境づくりに努めます。

- ・町内に多様な日中活動や居場所等の選択肢があり、一層の社会参加を促進するため、地域資源情報へのアクセス向上や相談支援体制の充実等の支援を行います。

(3) 就労支援体制の強化

- ・職場実習の機会を確保することにより、障がいのある人の就労意欲の向上を図ります。
- ・福祉的就労事業所の事業安定や事業拡大の支援を行います。
- ・ハローワークや企業、NPO法人などと連携し、一般就労への定着促進を図るとともに、障がい者雇用に対する企業などの理解促進を図ります。
- ・就労を希望する方一人ひとりに応じた、福祉的就労から一般就労までの多様な選択肢とプロセスの充実を図ります。
- ・本町の基幹産業を生かした農業と福祉の連携（農福連携）など、多様な就労・社会参加の場を拡充し、障がいのある方の自立を促進します。

(4) 支援を広げるための施策の充実

- ・広報誌やイベントなどを積極的に活用し、障がいの特性や必要な配慮に対する町民の理解促進を図り、障がいのある方にとっても暮らしやすい町づくりを推進します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値 (R12)
①障がい者にとって暮らしやすいまちだと思う町民の割合	住民意識調査	70.4% (R7)	75.0%
②就労支援事業所から一般就労した方の人数 (R9～R12累計)	健康福祉課調べ	11人 (R5～R7)	12人
③障がい者が日中活動等のサービスに参加している割合	健康福祉課調べ	47% (R7)	54%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
就労支援体制の充実（一般就労定着支援の促進）	健康福祉課		実施			
障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実	健康福祉課		実施			
相談支援体制の充実	健康福祉課		実施			
グループホームなどの住まいを含めた生活支援体制の整備	健康福祉課		実施			

6 展望計画（2031（令和13）年度～2034（令和16）年度の展望）

一人ひとりの希望や適性に応じた多様な相談先や、就労・生活等への支援の充実

官民協働で課題解決に取り組む体制の確立

障がいに対する正しい理解と住民意識の醸成

7 関連するSDGsの目標



基本目標 4 自然と共生する災害に強い安全・安心のまちづくり

4-1 安全・安心に暮らせる生活環境づくり

4-1-1 災害に強いまちづくりの推進

主管課 総務課

1 現状と課題

近年、気候変動による豪雨災害の激甚化や巨大地震の切迫など、災害リスクはかつてない高まりを見せています。町は住民を守る最前線として重要な役割を担っていますが、人口減少や少子高齢化といった社会構造の変化も重なり、従来の防災手法だけでは対応しきれない複合的な危機に直面しています。

現在、町では過去の教訓を踏まえ、ハード面とソフト面の両面から対策を進めてきました。しかし、線状降水帯や内水氾濫など想定を超える事象が常態化しており、これまでの「想定内」の対策では防ぎきれないリスクが顕在化しているのが現状です。

消防団や自主防災組織の担い手不足により、初期対応や避難所運営の機能維持が危ぶまれるほか、自力避難が困難な要支援者が増える一方、支援者は減少し、支援の実効性確保が困難になるなど、人口減少・高齢化による「地域防災力」の低下が見受けられます。

また、防災DXを推進するうえで、デジタル機器に不慣れな高齢者等に情報をどう届けるかが課題であり、デジタル技術を活用しつつ、受け手には分かりやすく伝える「誰一人取り残さない」仕組みづくりと、災害時の確実な通信手段を確立しなくてはなりません。

水害においては市町村単独の対策では防ぐことが困難なため、国・道・近隣自治体と連携し、流域全体で水を受け止める「流域治水」への取り組みが不可欠です。これには農業関係者や住民、企業の協力と、長期的な視点での治水対策が必要です。

今後、高度経済成長期に整備されたインフラが一斉に更新時期を迎える中、人口減少による税収減で全ての維持・更新は不可能です。老朽化インフラの更新・強靱化、撤去や集約化といった厳しい判断と住民合意が必要です。

2 施策の方針

災害の未然防止と、災害時又は災害が発生するおそれがある時に、迅速かつ的確に対応します。

対象	町民、町
意図	災害の未然防止を図るとともに、災害時又は災害が発生するおそれがある時に、迅速かつ的確に対応
結果	住民の日常生活の安全・安心が確保される 災害時には被害が最小限になる

3 施策の主な内容

(1) 防災対策事業の推進

- ・住民の皆様には「自助・共助・公助」の考え方を理解していただき、一人ひとりの防災意識が高まるよう、講演会の開催や広報誌を活用した普及啓発に努めます。また、学校等における防災出前講座も積極的に実施します。
- ・地域の防災力を強化するため、住民一人ひとりの防災力の向上と協力体制の確立を目指します。これにより、災害時における自主防災組織の迅速な情報伝達や、地域防災活動の活性化を図ります。
- ・災害時における自助・共助の重要性を体感するとともに、地域や関係機関（組織・団体・企業等）の役割分担と行動を確認できるような、実践的な訓練を実施します。
- ・災害時に特に支援が必要な避難行動要支援者については、自主防災組織や関係課等と積極的に連携を図りながら「避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、個別避難計画の作成を進めます。また、福祉的支援体制の強化のため、福祉避難所として使用協力に関する協定締結を進めます。

- ・自主防災組織等における地域の防災活動の中心になって活動していただくことを目的に、「北海道地域防災マスター」の認定に係る情報発信、案内を行います。また、認定後は「めむろ共助の会」と連携・協力し、防災訓練の実施をはじめ、町民に対しての「防災・減災」に係る啓発を実施します。
- ・災害対策本部会議タイムラインや避難所受付登録アプリなどのデジタル技術を各種訓練で活用していくことで、被災状況や避難者情報把握の迅速化につなげます。
- ・食料その他必要な物資については、備蓄品整備計画に基づき、計画的な備蓄を進めるとともに、消費期限に到達する備蓄品の有効活用を検討します。また、自治体及び企業などと締結している災害時における応援に関する協定なども有効活用します。

(2) 耐震化の推進

防災意識の向上と地震に対する不安解消のため、戸建て木造住宅の無料耐震診断を実施するとともに、「住宅耐震改修等補助制度」の活用を促進し、住宅の耐震化を進めます。また、老朽化したインフラの整備を進め、災害に強いライフラインの確立を図ります。

(3) 災害対応の強化

- ・職員間での防災知識の共有や災害対策本部訓練を継続して実施するとともに、業務の標準化によって属人化を防ぎ、人員構成の変化に影響のない本部機能の維持・強化を図ります。
- ・災害情報を迅速かつ確実に町民へ伝達するため、めむろ安心メール、防災ラジオ、町公式LINEの登録を一つでも登録している町民の増加を図るとともに、インターネット等を活用した情報発信機能をさらに強化し災害情報の伝達強化を図ります。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030／R12)
①住んでいる地域の避難場所を知っている町民の割合	住民意識調査	83.9% (R7)	87.0%
②めむろ安心メール、防災ラジオ、町公式LINEのうち、一つでも登録している町民の割合	住民意識調査	77.1% (R7)	80.0%
③一般住宅の耐震化率	都市経営課調べ	89.5% (R7)	95.0%以上
④家庭内備蓄を行っている町民の割合	住民意識調査	57.2% (R7)	60.0%
⑤避難行動要支援者避難支援計画（個別避難計画）の作成件数	危機対策係調べ	50件 (R8.9月)	90件

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
耐震化の推進	都市経営課		実施			
自主防災組織の設立促進	総務課		実施			
訓練の充実	総務課		実施			

6 展望計画（2031（令和 13）年度～2034（令和 16）年度の展望）

- ・ 自助・共助のさらなる強化
- ・ 自主防災組織が能動的に活動できる仕組みの確立
- ・ 避難行動要支援者**避難支援計画**（個別避難計画）の作成促進

7 関連する SDG s の目標



基本目標 4 自然と共生する災害に強い安全・安心のまちづくり

4-1 安全・安心に暮らせる生活環境づくり

4-1-3 暮らしの安全・安心の確保

主管課 環境土木課

1 現状と課題

本町の犯罪発生件数は、年度によって増減があるものの、2025（令和 7）年には 45 件と近年で高い水準となっており、防犯対策の強化が引き続き必要です。一方、交通事故の発生件数は近年減少傾向にあり、直近 10 年間（2016（平成 28）年～2025（令和 7））年の年間平均発生件数は約 23 件となっており、2019（令和元）年の 35 件をピークに近年は 20 件前後で推移しています。しかし、事故の多くは依然として安全不確認などの基本的な交通ルールの違反運転が原因となっています。

防犯対策や交通安全の取組では、警察や専任交通指導員などにより、学校における児童生徒の犯罪や事故への対応訓練、交通安全指導が実施されています。また、防犯については、防犯協会、少年補導員会などのボランティアによる町内外の巡視・啓発活動や、町においてもメールなどを活用した不審者などの情報提供を行っています。しかし、自転車盗、万引きなどの犯罪は依然として発生しており、さらに SNS を悪用した少年への被害も深刻化するなど、中学生・高校生を中心に犯罪に巻き込まれるリスクが高まっていることから、法令の厳守とあわせ、家庭や地域社会による幼児期からの社会教育が課題の一つです。このために、行政、学校、PTA、地域が一体となり児童生徒を交通事故や犯罪から守る活動が必要です。

さらに、高齢者人口の増加とともに高齢者を狙った悪質な訪問販売や SNS を利用した巧妙な手口による特殊詐欺の防止、あわせて、交通安全教室の開催など交通事故防止の推進も必要となっています。

消費者を取り巻く環境は、高齢者人口の増加や消費者ニーズの多様化が進む中、インターネットや SNS の急速な普及に伴う消費者被害が急増するなど大きく変化しています。スマートフォンやタブレット等の普及に伴い、誰もが簡単にインターネット環境にアクセスできるようになり、暮らしの利便性の向上が図られる一方、正誤の入り混じった多くの情報が氾濫する中で、消費生活相談の内容も複雑化・多様化しており、消費者の安全・安心を守る取組の継続・強化が必要となっています。本町では「消費生活センター」を設置し、消費者被害防止のための消費生活相談体制の強化を図ってきており、依然として高齢者からの相談が全体の相談件数に占める割合は高いものの、幅広い世代へのデジタル機器の普及から、インターネット通販や定期購入に関する相談が増加しています。このような背景から、消費生活センターの相談体制を継続・強化するとともに、芽室消費者協会との連携による消費者被害の未然防止のための啓発事業や情報提供、消費者教育の一層の強化を図る必要があります。

また、食は人の生命の基本であり、安全で安心な食品を摂ることは心身の健康維持のためにも重要なものであるため、町民の「食の安全・安心」への関心は高いものになっています。食を取り巻く環境は、物価高騰の長期化により低価格を重要視する消費者が増加する中、食品や食品添加物への正しい知識の普及、さらに食べ残しや賞味期限切れによる食品ロスの削減など多くの課題があることから、「食の安全・安心」を確保するため、芽室消費者協会などとの連携をより一層強化し、一丸となった取組が必要です。

2 施策の方針

地域が一体となった防犯体制・交通事故防止に向けた取組、消費者被害の防止や食の安全・安心に向けた取組を進めます。

対象	町民、町内会
意図	犯罪事故発生の抑制、交通事故の未然防止 消費者被害の防止及び食の安全・安心の確保
結果	町民の日常生活の安全・安心が確保される

3 施策の主な内容

(1) 交通安全指導・啓発事業の推進

町民一人ひとりの交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図るため、交通安全指導や啓発事業を行うとともに、専任交通指導員による、幼児、小学生、中学生、高校生そして高齢者に対する街頭指導を継続します。特に、幼児から成人に至るまでの成長過程に応じた交通安全教室の推進や、高齢者には加齢に応じた実践的技能及び交通ルールなどの知識の普及に努めます。

また、道路標識の整備など、交通事故防止につながるさまざまな取組を実施します。

(2) 防犯対策事業の推進

防犯協会、少年補導員会、学校、PTA及び町内会などの防犯対策事業を促進するとともに、児童生徒などの安全確保対策推進のため関係団体と連携した防犯対策に取り組み、SNSを悪用した犯罪被害から中学生・高校生を中心とした児童生徒を守るため、学校・家庭・地域が連携した啓発・見守り活動を推進します。

また、「子ども110番」及び「学校の安全マップ」などを活用した地域住民による防犯対策を進めるため、警察などの関係機関との連携強化に努めます。

(3) 各種団体の育成支援・連携強化

交通安全や防犯対策を目的とした自主活動を推進する団体に対し、行政としての支援や必要な資料の提供などを行い、広く町民にその活動内容を周知し活動を促進します。また、関係機関などと緊密な連携を図ります。

(4) 消費生活相談体制の充実強化

「消費生活センター」における多様化・複雑化する相談への対応力強化の相談員の資質向上を図り、悪質商法による被害や製品事故の苦情・問い合わせなどの消費生活に関する相談に応じ、消費者被害の救済・未然防止を図ります。

(5) 消費者の自主活動と自立支援の推進

消費生活におけるトラブルを未然に防止し、消費者が安心な生活を営むため、出前講座や啓発資料の配布、各種講座、セミナーの開催など、消費者教育を実施する芽室消費者協会と連携を図るとともに、その運営を支援します。

(6) 食の安全・安心の確保

関係団体と連携を図りながら、食品の安全や食品表示に関する正しい知識の普及を図り、安全な食品の選択や使用を促進するとともに、食べ残しや賞味期限切れによる食品ロスの削減に向け、町民・事業者と連携した取組を推進し、消費者の食の安全・安心を確保します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030／R12)
①芽室町は防犯対策が十分であると思う町民の割合	住民意識調査	61.1% (R7)	80.0%
②日頃、交通ルールを守っていると思う町民の割合	住民意識調査	97.4% (R7)	90.0%以上
③安心して消費生活が送れると思う町民の割合	住民意識調査	84.4% (R7)	90.0%
④食品の安全性を意識して選んでいる町民の割合	住民意識調査	62.7% (R7)	70.0%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
交通安全指導・啓発事業	環境土木課		実施			
防犯対策推進事業	環境土木課		実施			
各種団体等の育成支援事業	環境土木課		実施			
消費生活相談体制の充実強化	商工労政課		実施			
消費者の自主活動と自立支援の推進	商工労政課		実施			
食の安全・安心の確保	環境土木課・ 商工労政課		実施			

6 展望計画（2031（令和13）年度～2034（令和16）年度の展望）

- ・地域ぐるみの犯罪被害防止体制の構築するため、町民・町内会・学校・関係団体・警察・行政などが地域一体となった恒常的な防犯体制の仕組みづくり
- ・デジタル化や高齢化等により社会情勢の変化が続いていく中、継続的な消費者行政の充実・強化により、消費者被害の救済や未然防止に取り組む。

7 関連するSDGsの目標



基本目標 4 自然と共生する災害に強い安全・安心のまちづくり

4-2 快適な都市環境づくりの推進

4-2-2 快適な住環境の整備

主管課 都市経営課

1 現状と課題

本町には2026（令和8）年3月現在、56カ所 67haの公園と緑地があり、特に芽室公園は町民の憩いの場としてさまざまな用途に広く活用されています。

芽室公園内の花菖蒲園は、平成28年の台風10号によって多大な被害を受け、617種類の花菖蒲が376種類となりましたが、災害復旧工事を行い2027（令和8）年3月現在437種類まで復旧しました。

今後も、芽室遺産の一つである花菖蒲園を持つ芽室公園、広い芝生を持つ芽室南公園及び芽室東公園、防災公園としての機能を有するあいあい公園などの維持管理を行い、地域の街区公園については、芽室町公共サービスパートナー制度などを活用し、町民が自主的な活動のもと、地域コミュニティの推進の場としての公園の適切な維持管理に努めることが重要となっています。また、公園・緑地については、人口減少や少子高齢化の進行、財政制約、施設の老朽化を踏まえ、令和7年度に「芽室町都市公園ストック再編計画」を策定しており、地域住民や公園利用者などの意見を参考にしながら、町民満足度向上や、長期的に安定した維持管理とコスト縮減につながる取組を進める必要があります。

本町の総合公園である芽室公園では、Park-PFI制度を活用し、民間活力を導入して整備を行い、公園利用者の利便性の向上を図り、新たな誘客による消費喚起、地域内経済循環に取り組む必要があります。

また、新嵐山スカイパークは、2027（令和8）年度から都市公園に編入され、町民の憩いの場として多くの方に利用されていますが、施設の老朽化が進行していることから、2026（令和7）年度に策定した新嵐山スカイパーク再生基本計画に基づき、計画的な更新、修繕を行い、町民にとって誇ることのできる、魅力ある場所を目指した取組が求められています。

住宅施策では、住宅関連施策の総合的・体系的な推進のための計画である「芽室町住宅マスタープラン」に基づき、少子高齢化対策や定住を促進する住環境づくり、住宅の安全性と快適性を確保するための取組を総合的に進めています。また、少子高齢化や人口減少に伴い、空き家などの件数が増加することが予測され、適正に管理されていない空き家は生活環境に影響を及ぼすことが危惧されることから、2023（令和5）年度に新たに策定した「芽室町空き家等対策計画」に基づき、空き家などの発生抑制、適切な管理及び利活用促進のための取組を進める必要があります。

公共賃貸住宅は、町内公営住宅の維持管理等に係る「芽室町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な整備と長寿命化に向けた修繕を進めています。今後も人口減少や高齢化などの社会情勢の変化を把握し、高齢者や障がいのある人など住宅の確保に配慮を要する人が快適に住むことができる住宅整備を進める必要があります。

斎場においては、1976（昭和51）年に建設の芽室町斎場が施設設備の狭隘・老朽化が進んでいます。本格的な高齢社会の到来に伴い、火葬需要の増加が予測されるなか、近い将来、現在の斎場設備では対応が困難になることが予想されることから、整備に向けて進めていく必要があります。

2 施策の方針

快適で安全・安心な公園などの住環境の整備と適正な公共賃貸住宅の供給を進めます。

対象	町内の住環境
意図	快適で安全・安心な住環境を町民に提供する
結果	町の人口減少の抑制と、居住者の快適な暮らしの実現

3 施策の主な内容

(1) 公園施設などの維持管理の推進

町民の方々が、憩いの場やコミュニティの活動の場として安全・安心に利用していただけるように、全道的にも有数の規模の花菖蒲園を有する芽室公園などの維持管理を行います。また、芽室公園は国道沿い、大きな芝生広場など、人の集まる立地条件を活かし、老朽化した公園施設の更新と合わせ、魅力ある公園とする「(仮称)芽室公園再整備基本計画」を策定し、令和7年度に策定した「芽室公園再整備基本構想」の内容を踏まえ、Park-PFI事業と連携を図りながら、まちなかへの誘客を図ります。なお、街区公園など地域に密着した公園は、地域の方々が、自分たちの公園と感じていただけるよう芽室町公共サービスパートナー制度などを活用し、管理を推進します。

また、芽室公園においては、Park-PFI制度を活用し、公民連携・公民共創により公園の魅力を向上し、町民や公園利用者の利便性向上、地域経済活性化、まちなか再生など町の課題解決につなげる取組を進め、憩い・集い・遊び・学びに結びつき、誰もが安心して訪れたいくなる地域の日常拠点の形成を目指します。

(2) 芽室町都市公園ストック再編計画の推進

「芽室町都市公園ストック再編計画」に基づき、公園内施設の再編、照明施設のLED化、長寿命化整備の推進等を行い、将来的な維持管理費の抑制を図ります。また、公園の整備・設計にあたっては、地域住民や公園利用者などと意見聴取や対話を重ね、ニーズに即した公園整備を目指します。

(3) 高齢者や障がい者などが安心して暮らせる住環境の形成

高齢者や障がい者などが住みやすい住宅の普及に向けて、公共や民間、関係機関と連携して相談・指導体制の充実を図るとともに、住宅セーフティネットの構築に取り組み、安心して地域で暮らせる住環境の形成を目指します。

(4) 居住環境の改善に向けた空き家の対策

空き家などの発生抑制、適切な管理及び利活用に関する対策を総合的かつ計画的に進めるために策定した「芽室町空き家等対策計画」に基づき、安全で安心して暮らせる居住環境を目指します。また、地元不動産業者と連携した空き家などに関する総合的な相談窓口体制を充実させると共に、「特定空き家等除却補助制度」の活用を促進し、危険な状態にある空き家への対策を進めます。

(5) 公営住宅の整備と適正な維持管理の推進

公営住宅は、「芽室町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な整備と長寿命化に向けた修繕を行い、適正な維持管理を進めます。また、整備などの進捗状況などに応じ、計画の適宜見直しを行います。

(6) 定住促進のための住環境づくり

「芽室町住宅マスタープラン」に基づき、持ち家の取得支援や住宅リフォーム奨励事業を活用し、定住促進と良好な住環境の形成を進めます。

(7) 芽室町斎場の整備

老朽化が著しい現在の斎場については、「芽室町斎場整備基本計画」に基づき、整備に向けた取組を進めます。

(8) 新嵐山スカイパークの計画的な整備と維持管理

2025(令和7)年度に策定した新嵐山スカイパーク再生基本計画に基づき、「町民が利用する場所」「子どもからお年寄りまでたくさんの人が楽しめる場所」「町民が誇れる場所」「町民に愛され外の人魅力を感じる場所」「地域経済の活性化に寄与する場所」の実現を目指すとともに、必要な機能の優先度を的確に判断し、町財政への負担軽減を図りながら、計画的な施設整備を行います。

また、施設整備にあたっては、活用可能な国の制度との連携や企業版ふるさと納税などの財源確保に努めるとともに、持続可能な運営を目指し、指定管理者制度など、民間活力の活用を

進めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030／R12)
①新設住宅着工件数(計画期間中累計)	建築着工統計調査	—	280 戸
②芽室町の公園に満足している町民の割合	住民意識調査	79.2% (R7)	90.0%
③新嵐山スカイパーク利用者数	魅力創造課調べ	121,482 人 (R7)	154,000 人
④新嵐山スカイパーク利用満足度	住民意識調査	—	1.0 以上
⑤居住環境に満足している町民の割合	住民意識調査	81.8% (R7)	90.0%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
芽室町都市公園ストック再編計画の推進	環境土木課		実施			
芽室町公営住宅等長寿命化計画の推進	都市経営課		実施			
新嵐山スカイパークの再生	環境土木課		実施			

6 展望計画（2031（令和 13）年度～2034（令和 16）年度の展望）

- ・芽室町都市公園ストック再編計画の推進
- ・住宅マスタープランの推進
- ・芽室町公営住宅等長寿命化計画の推進
- ・空家等対策計画の推進
- ・新嵐山スカイパークの計画的な整備の推進

7 関連する SDG s の目標



基本目標 4 自然と共生する災害に強い安全・安心のまちづくり

4-2 快適な都市環境づくりの推進

4-2-3 道路交通環境の整備

主管課 環境土木課

1 現状と課題

本町の産業活動の骨格となる幹線道路は、道東圏と道央圏を結ぶ北海道横断自動車道、とかち帯広空港へのアクセスや十勝港への農業生産物輸送に大きな役割を果たす帯広・広尾自動車道、市街地の北部を東西に横断する国道 38 号線と主要道道 4 路線、一般道道 6 路線から構成されています。

北海道横断自動車道により、道央圏と本町とのアクセス時間が大幅に短縮され、産業活動や観光交流など広域的な高速ネットワーク道路として利用されています。また、釧路方面は 2024（令和 6）年 12 月には釧路西インターチェンジが開通し、北見方面は足寄～陸別間が事業再開されるなど、今後も、道央圏及び道東圏からの芽室インターチェンジ乗降者の利便性の向上を目指し、接続する道道東瓜幕芽室線の機能強化が必要となります。

また、帯広・広尾自動車道については、忠類大樹インターチェンジまで開通していますが、円滑な広域交通ネットワークの形成を進めるため、今後、広尾までの整備促進が期待されることです。

各主要道道については、国道 38 号を補完する生活拠点ネットワーク道路として多くの町民が利用しており、交通網の確保や道路の機能強化の観点から、冬期間における除排雪対策や防雪柵の設置による吹雪対策など、より一層の道路管理水準の強化が必要となります。

町道における課題として、築造後長期間を経過し老朽化した橋りょうの修繕、交通安全施設や緑化、省エネ街灯などの環境対策、高齢者や障がいのある人などに配慮した歩道の整備など、誰もが安心して快適に利用できる道路交通環境整備の必要があります。

さらに、冬期間における除排雪対策を含め、車道・歩道の適切な維持管理を行うため、道路パトロールなどにより道路状況の把握が必要であり、その拠点となる車両管理センターの老朽化による移転改築が課題となっています。

公共交通機関では、ＪＲ根室線、路線バス、都市間高速バス、スクールバスが公共交通を担っていますが、利用者の減少、運転手不足や慢性的な収支不足などの課題が深刻化しています。また、地域内での移動手段としてコミュニティバスの運行や農村部タクシー助成事業を実施していますが、デジタルを活用した将来的な公共交通のあり方については、利用者の利便性と費用対効果を考慮した検討が必要です。

2 施策の方針

道路交通、公共交通における移動の快適性、利便性の向上を進めます。

対象	町民
意図	交通アクセスを強化する 目的地までの快適な移動、利便性の向上を進める
結果	安全で快適な生活を送ることができる

3 施策の主な内容

（１） 幹線道路網の整備促進

都市圏や物流拠点とのアクセス向上に向けて、高速道路の利便性をさらに高めるために接続道路の整備促進と、高規格道路による物流の円滑化を目指した早期完成や工事の安全対策などを国や北海道などに対し働きかけます。

（２） 道路網計画の策定

広域道路網との整合を図りながら合理的な交通網を確立するため、また、持続可能な道路整備を

行うために策定した「芽室町道路マスタープラン」の将来道路交通網の整備プランを推進し、計画的な道路整備を進めます。

(3) 公共土木施設等環境の整備

・道路パトロールなどの実施により町民の皆さんが安心して快適に利用できるよう公共土木施設の適正な維持管理に努めます。また、経年劣化した橋りょうの長寿命化を進めるため、修繕計画に基づいた修繕を進めるとともに、老朽化した車両管理センターの移転改築に向け、「芽室町車両管理センター整備基本計画」に基づき、整備に向けた取組を進めます。交通安全施設の充実、バリアフリー化、街灯の省エネ化を進め、高齢者や障がいのある人、子どもたちに優しい車道・歩道の整備を進めます。

・除排雪対策では、冬期間の安全・安心な車道・歩道を確保するため、早期除雪に対応する除雪機械の充実を図るとともに、効率的な作業体制の構築や情報発信に努めます。

(4) 公共交通機関の確保

・民間で運営する公共交通機関に対しては、今後も運行の継続と利便性の向上、安全の確保を要望します。

・町民の交通利便性を確保するとともに、地域内の移動手段としてコミュニティバスの運行や農村部の高齢者を対象にタクシー助成事業を継続し、デジタルを活用した需要と供給のマッチングが可能な移動手段の導入について実証実験を検討します。

また、コミュニティバスの持続可能な運行を行うため、効果的・効率的な運行と財源確保についての検討を進めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030／R12)
①冬期間の移動（徒歩、車、公共交通機関等）は、安全・安心と感じる町民の割合	住民意識調査	50.3% (R7)	70.0%
②コミュニティバスの1便あたりの乗車人数	政策推進課調べ	9.2人 (R7)	10.0人

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
町道・歩道・駐車場等維持管理事業（橋りょう長寿命化修繕含む）	環境土木課		実施			
町道・歩道・駐車場等除排雪事業	環境土木課		実施			
地域公共交通確保対策事業	政策推進課		実施			

6 展望計画（2031（令和13）年度～2034（令和16）年度の展望）

- ・車両管理センターの移転
- ・コミュニティバス車両の小型化
- ・運転手不足に対応した担い手や仕組みの検討

7 関連するSDGsの目標



基本目標5 住民と行政がともに考え未来へつなぐ自治のまちづくり

5-1 多くの町民が関わり参加する自治のまちづくり

5-1-2 住民自治の実現と地域の活力の維持

主管課 魅力創造課

1 現状と課題

本町では住民自治を実現するため、「芽室町自治基本条例」に基づき、町民が主体となったまちづくりを進めてきました。

地域組織が主体的に地域活動を企画・実施し、町民が主役となった地域づくりを推進するため、その活動の充実に向けた運営の支援や、地域担当職員制度により各地域に町職員の配置を行ってきましたが、少子高齢化や人口減少、核家族化などの社会情勢の変化に伴い、住民のライフスタイルや価値観、ニーズが多様化しています。

これまで、住民自治の根幹を成していた町内会においては、加入率低下が進み、組織全体の高齢化により役員の担い手が不足し、地域活動の継続が困難となることが懸念されており、住民自治の仕組みそのものを再構築する必要があります。

これらの課題を解決するため、町内会などの地域組織のみならず、ボランティア団体や多様な町民活動の担い手との連携を強化し、地域全体で支え合う仕組みづくりが求められています。特に、町民活動支援センターの機能を活用し、活動団体間のネットワーク形成や情報共有の促進、人材の発掘・育成を図ることで、多様な主体が参画する協働のまちづくりを推進していく必要があります。

また、時代の変化に合わせて、町内会のあり方そのものを見直す時期に来ており、テーマ型コミュニティや若年層の参加を促進する新たな仕組みづくりを進めることで、地域活動の裾野を広げ、持続可能な住民自治の再構築を目指します。

さらに、行政は地域と多様な主体をつなぐコーディネート機能を強化し、それぞれの特性や強みを生かした役割分担のもと、柔軟で実効性のある地域運営体制の構築を支援していきます。

2 施策の方針

地域の活力を維持し、住民自治を実現させ、より良い地域づくりを進めます。

対象	町民、町に愛着や誇りを持ち関わる人
意図	町に愛着や誇りを持ち、地域のために活動する
結果	まちづくりに関わる人が増えることで地域の活力を維持する

3 施策の主な内容

(1) 多様な主体による協働のまちづくりの推進

- ・単位町内会や町内会連合会、農村地域における地域連合会や社会教育協会などの主体的取組に対する支援を継続します。
- ・ボランティア団体、NPOなど多様な主体の参画を促進し、それぞれの強みを活かした協働による地域課題の解決を図ります。また、分野別・テーマ別の活動を支援し、従来の地縁型組織に加えた新たなコミュニティの形成を促進するとともに、町民の幅広い意見等を求めるための組織づくりを進めます。
- ・協働のまちづくりの理念に基づく各種取組について多様化する行政課題やコミュニティの形に対応するため、必要に応じて支援対象者や内容を見直し、課題解決のために町民が行う公益的な活動に対する支援を継続します。
- ・自主的な町民活動を推進し、自立と発展を支援するために設置している町民活動支援センターが果たしている情報の収集・発信、個人・団体の相互連携と交流、活動支援、人材育成の機能の充実に努め、安定した運営を行います。

- ・町民が安心して積極的に地域活動に参加できるよう、活動中に発生した損害や傷害などを補償する「芽室町町民活動総合補償制度」を継続します。また、補償内容も毎年点検し、多様な活動に対応します。
- (2) 将来を担う人財の育成と地域活動の担い手確保
- ・活力ある地域に根ざしたまちづくりを進めるうえで芽室町の将来を担う人財の育成は重要であることから、まちづくりにかかる研修・交流事業に対する支援を継続します。
 - ・地域活動の担い手不足に対応するため、若年層や子育て世代、移住者などの多様な層の参加を推進するとともに、活動の見える化や参加機会の創出を進め、誰もが気軽に地域活動に関われる環境を整備します。
- (3) 行政のコーディネート機能の強化
- ・町は、地域と多様な主体をつなぐコーディネーターとしての役割を強化し、地域課題と担い手を結びつけるマッチング機能の充実を図ります、持続可能な地域運営を支える仕組みづくりを推進します。
 - ・協働のまちづくりを推進していくためには町民・地域と行政が課題や情報を共有することが不可欠なため、地域担当制度を見直し、新たな機能、役割を継続し、地域課題などについて積極的な情報収集を行います。
- (4) 公共サービスのあり方の見直し・検討
- ・「公共サービスパートナー制度」は、町が行ってきた公共サービスを町民団体に有償ボランティアで担っていただく制度ですが、高齢化による担い手不足などから、継続的な活動が難しくなっている実態があるため、制度のあり方自体の見直しを行います。
 - ・制度はあるが新規参入や拡大が進んでおらず、同じ団体が同じ業種に固定化しやすいことから参画しやすい業務の再設計を検討します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030／R12)
①地域の活動に参加している町民の割合	住民意識調査	46.6% (R7)	55.0%
②芽室町が好きな町民の割合	住民意識調査	93.9% (R7)	95.0%
③芽室町に住み続けたいと思う町民の割合	住民意識調査	95.0% (R7)	95.0%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取り組み	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
自治活動支援	魅力創造課		実施			
町民活動支援センターの運営	魅力創造課		実施			

6 展望計画（2031（令和13）年度～2034（令和16）年度の展望）

- ・多様な主体が参画する協働のまちづくりの定着
- ・持続可能な住民自治の再構築
- ・行政と地域が連携した地域運営の実現

7 関連するSDGsの目標



基本目標 5 住民と行政が共に考え未来へつなぐ自治のまちづくり

5-2 時代に即した行財運営と行政サービスの推進

5-2-1 効果的・効率的な行政運営

主管課 政策推進課

1 現状と課題

本町では、2004（平成 16）年 2 月に、当面他市町村と合併しない方針を決定し、2005（平成 17）年度から事務事業評価制度、平成 21 年度から施策評価制度を導入しマネジメントサイクルの確立を進め、今後においても、マネジメントサイクルの確立と計画行政の推進を継続する必要があります。

本町においても人口減少が進んでおり、人口減少の克服などに的確かつ迅速に対応するため、2015（平成 27 年）9 月に国の「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、「芽室町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（総合戦略）を策定し、2025（令和 7）年 3 月には「第 3 期総合戦略」として改訂しました。人口減少にはさまざまな要因があり、産業の振興や出産・子育て環境の充実、住環境の整備、将来的な移住に繋がる交流人口の増など、長期的な視点で人口減少の抑制につなげる取組が必要です。また、人口減少による担い手不足なども生じており、限られた資源を計画的かつ効率的に配分することが不可欠であります。そのために新たな挑戦や既存事業の見直し・廃止など、地域が持続できるよう、人口規模に合わせた仕組みづくりが必要となります。

また、本町は 1986（昭和 61）年度策定の「第 1 次芽室町行政改革大綱」から 2018（平成 30）年度までの「第 9 次芽室町行政改革大綱」を推進しましたが、2019（平成 31）年度からは、「行政改革から行政経営へ」と発想を転換し、第 5 期芽室町総合計画を実現するための土台（組織）づくりに取り組むため、内部管理に特化した「芽室町行政経営ポリシー」を策定し第 6 期芽室町総合計画の策定に併せ、「第 2 期芽室町行政経営ポリシー」を策定しました。

2024（令和 6）年 4 月には「芽室町公共施設等総合管理計画」を改訂し、各種公共建築物及びインフラ施設などに関するマネジメント計画の上位計画として位置づけ、町財産の維持管理を総合的かつ計画的に進めています。また、2021（令和 3）年 9 月に「芽室町町有財産利活用等基本方針」を策定し、町有財産の適正な管理と透明性の高い利活用などを進めることとしました。

2 施策の方針

総合計画の取組を推進し、人口規模に合わせた効果的で効率的な行政運営を進めます。

対象	第 6 期総合計画
意図	総合計画：目標と掲げられた指標を実現する
結果	計画などに基づき、人口減少などに対応した効果的で効率的な行政運営に結びつける

3 施策の主な内容

（1）計画行政の推進と評価・予算との連動

町が行う業務は、毎年点検・評価を行い改善・改革に取り組み、その結果については総合計画・実行計画に反映させ、予算と連動させるマネジメントサイクルを継続します。点検・評価をより改善・改革・実行計画に反映できる手法を検証し、マネジメントサイクルの改善を進めます。また、点検・評価にあたっては町民や有識者による外部評価を継続します。

（2）行政改革の推進

これまでの行政改革の歴史・背景を再確認し、行政改革から行政経営へと発想を転換し、より効果的・効率的な行政運営を実現させるため、2026（令和 8）年度に策定した「第 2 期芽室町行政経営ポリシー」及び 2021（令和 3）年度に策定した「芽室町地域・行政経営システム（チーム芽室

編)」に基づく取組を進め、町民満足度、さらには職員満足度を向上させます。

(3) 庁内コンピュータ維持管理

2026（令和8）年度までを計画期間とする「第2期芽室町役場 ICT 計画」と「芽室町 DX 推進ビジョン」を合流し、2027（令和9）年度を始期とする「芽室町デジタル推進計画」を策定、情報セキュリティ対策の強化、住民サービスの向上、職員の新しい働き方への変革の3つの柱を基に、これらを実現するための庁内コンピュータの維持管理を計画的に進めます。

(4) 広域行政の推進

十勝圏の1市18町村では、十勝圏複合事務組合による広域的な施策の実施、十勝定住自立圏の共生ビジョンにより広域課題の解決に向けた検討を行っています。人口減少社会において自治体同士の資源や知識の共有によりサービス効果が大きく住民満足度や生活の質の向上が図られるよう、有益な連携・協力を積極的に推進します。

(5) 公有財産（土地・建物）適正管理の推進

「芽室町公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設などの総合的かつ計画的な管理を推進し、公共ファシリティマネジメントの考え方により、民間アイデアの活用や経営の視点を取り入れ、効果的・効率的な公共施設運営を推進します。また、「芽室町町有財産利活用等基本方針」に基づき、町有財産の適正な管理と透明性の高い利活用などを進めます。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値 (2030/R12)
①第6期総合計画前期実施計画の施策評価（外部）の全施策がD以上、2施策以上がB以上の評価施策数	総合計画審議会評価結果	33 施策 (D 以上) 0 施策 (B 以上) (R7)	33 施策 (D 以上) 2 施策 (B 以上)
②職員満足度	職員アンケート	89.2% (R7)	90.0%以上
③町の行政サービスに満足している町民の割合	住民意識調査	84.2% (R7)	85.0%以上
④公共施設（建築物）管理面積 （公共施設等総合管理計画目標値）	都市経営課調べ	204,737.59 m ² (H27)	188,358.58 m ²
⑤町有財産（土地）利利用率 （都市経営課所管普通財産）	都市経営課調べ	57.5% (R7)	60.0%以上

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取組	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
芽室町自治基本条例の推進	政策推進課		実施			
行政改革の実施	総務課		実施			
計画行政の推進	政策推進課		実施			
庁内コンピュータの維持管理	総務課		実施			
公有財産（土地・建物）適正管理の推進	都市経営課		実施			

6 展望計画（2031（令和 13）年度～2034（令和 16）年度の展望）

- ・時代に合わせた評価システムの検討
- ・職員の担い手不足や人口規模を考慮した事務の共同化の検討

7 関連する SDG s の目標



基本目標 5 住民と行政が共に考え未来へつなぐ自治のまちづくり

5-2 時代に即した行財運営と行政サービスの推進

5-2-3 親切・便利な行政サービスの推進

主管課 総務課

1 現状と課題

さまざまな価値観やニーズに基づく行政需要の多様化、社会経済情勢の変化に対し、一層適切に対応することが求められており、質の高い行政サービスを提供するため、さらなる業務改革が必要となっています。

毎年度実施している「まちづくりに関する住民意識調査」において、芽室町の行政サービスや窓口などでの職員対応に対する満足度は、これまで目標値を超える一定の評価を得ているものの、今後に向けてさらなる向上と安定的な評価を目指し、ハード・ソフト両面における取組を継続していくことが必要です。

旧役場庁舎は、老朽化やバリアフリー対応不足といった課題を抱えていたことから、外構を含めた一体的な新庁舎建設を進め、2020（令和2）年度に新庁舎が完成し、2021（令和3）年度には駐車場などの外構も供用を開始しました。供用開始から数年が経過した現在においても、引き続き町民サービスの向上や防災拠点としての機能向上を図る必要があります。

また、デジタルの活用は、行政サービスの向上の面からも極めて有効であり、国においても、デジタル社会形成基本法の成立によるデジタル庁の設置や、自治体 DX（デジタル・トランスフォーメーション）推進計画が策定されました。この間、地方自治法の改正に伴う情報セキュリティポリシーの改定や2024（令和6）年3月に策定した芽室町 DX 推進ビジョンに基づく様々な取組を推進してまいりましたが、引き続き情報セキュリティを確保しながら、さらなるデジタル活用の推進を図る必要があります。

2 施策の方針

町民が迅速・正確と感じる対応や案内により、親切で便利な行政サービスの提供を進めます。

対象	町（役場）
意図	町民に、迅速、正確に対応するサービスを提供する
結果	町民の満足度が増し、行政への信頼感が高まる

3 施策の主な内容

（1） 便利で親切な窓口サービスの推進

- ・町民にとって便利で分かりやすく、快適な窓口サービスを実現するため、各種職員研修を実施し職員の資質向上に努めるとともに、窓口サービスを検証し満足していただける対応を推進します。
- ・**窓口支援システム**の安定的な運用を図り、住民サービス水準の向上と職員の業務効率化を推進します。

（2） デジタル社会の推進

- ・「第2期芽室町役場 ICT 計画」と「芽室町 DX 推進ビジョン」を合わせた「芽室町デジタル推進計画」を策定し、行政手続きのオンライン化や生成 AI の活用など、芽室町に合った町民サービスの向上に期待できるデジタル化について、全庁的に推進します。
- ・ますます高度化・複雑化するサイバー攻撃などの脅威から、住民の個人情報等の情報資産を守るため、地方自治法に基づき、サイバーセキュリティ対策に努めます。
- ・**共同利用、共同調達、共同での取組といった広域連携でのデジタル推進により、住民サービスの向上や地域課題の解決に努めます。**

4 施策の成果指標

成果指標	説明	基準値	目標値 (2030/R12)
①役場等の窓口やカウンター、電話などでの 職員の対応に満足している町民の割合	住民意識調査	87.2% (R7)	90.0%以上
②町の行政サービスに満足している町民の 割合	住民意識調査	84.2% (R7)	85.0%以上

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取組	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
職員研修の実施	総務課		実施			
電子自治体化の推進	総務課		実施			

6 展望計画（2031（令和13）年度～2034（令和16）年度の展望）

- ・デジタルやAI等の最新技術を業務に駆使できる職員の育成と、質の高い行政サービスの維持、向上を図っていく

7 関連するSDGsの目標



基本目標5 住民と行政がともに考え未来へつなぐ自治のまちづくり

5-3 魅力を活かした、活気あふれるまちづくり

5-3-2 国際・地域間交流の推進

主管課 魅力創造課

1 現状と課題

本町は国内外の姉妹都市を中心に、他の地域とさまざまな交流を行い、その地域の歴史や文化、まちづくりの手法などを学び、まちづくりに活かしています。

アメリカ合衆国カリフォルニア州トレーシー市は、本町と同様に基幹産業が農業であり、特に豆類の生産地であるという共通点から、1989（平成元）年8月に国際姉妹都市提携を締結し、中学生のホームステイを中心とした相互派遣・受入交流などが行ってきました。2015（平成27）年5月には町民有志により芽室町・トレーシー市交流協会が設立され、トレーシー市交流協会との交流を深めるとともに、中学生相互派遣・受入におけるサポート役として重要な役割を果たしていただいています。

十勝管内広尾町は、1987（昭和62）年7月に「海のまち」との交流を目的とした「うみとやまのふれあい宣言」による友好提携を締結し、スポーツ交流や両町イベントでの物産販売など、40年にわたって交流を深めてきました。

さらには、芽室町開拓時に岐阜県より多くの方々が本町に移住し、本町の礎を築いてきた背景から、2006（平成18）年5月に岐阜県揖斐川町と友好提携を締結しました。揖斐川町との交流は小学生の相互派遣事業をはじめ、行政職員の相互派遣にとどまらず、JA同士の協定締結による経済交流や、芽室岐阜県人会が中心となった物産販売など民間による交流へ発展しています。

また、本町がゲートボール発祥の地であることから、1991（平成3）年度からブラジルゲートボール連合とゲートボールを通じた交流が行われており、2012（平成24）年6月には親善交流協力協定を締結し、節目において相互に訪問するなど交流が続いています。

今後は、従来の交流に加え、次世代を担うグローバル人材の育成、地域課題の解決、地域活性化、関係人口の創出につながるような戦略的交流へと深化させるとともに、行政同士や、小学生、中学生の交流のみならず、住民同士、企業同士の交流などに結びつくよう、交流を継続・強化していきます

2 施策の方針

友好都市との交流による人財育成と交流を通して得られる情報をまちづくりに活かします。

対象	町民・交流都市の住民
意図	友好都市との交流に参加し、異なる文化に触れ、情報を得ることによって、他地域の歴史・文化、まちづくりの手法などを学ぶことができる
結果	交流を通じたさまざまな視点と情報の連携によるまちづくりを進める

3 施策の主な内容

（1）国際交流活動の推進

- ・グローバル社会が進展する中で、国際交流を通じて異文化に触れることにより、相互理解のもと地域課題を国際的視野から考える機会とするため、トレーシー市との中学生の相互交流事業を継続するとともに、次世代を担うグローバル人材の育成のための交流を推進します。
- ・芽室町・トレーシー市交流協会など、民間団体と連携を図るとともに、国際交流活動に対し、側面的支援を継続します。

(2) 地域間交流の促進

- ・ 広尾町と本町の地域特性を活かした民間交流を基本として、人的交流から発展させた経済交流活動を促進します。
- ・ 本町開拓の歴史を踏まえ、揖斐川町との小学生の相互交流のほか町民や団体などによる揖斐川町との交流活動に加え、経済交流活動を促進します。
- ・ 地域間交流に関する情報を広く町民に周知し、交流認知度を高め、交流事業への参加を促進します。また、民間同士の交流が促進されるなど、両地域にとってのメリットにつながるよう推進します。

(3) 都市と農村の交流推進

ふるさと交流センター「やまなみ」において、児童・生徒の山村留学や農業研修生を受け入れ市と農村の交流及び都市住民に対する農業、農村理解を促進します。

4 施策の成果指標

成果指標	説明	現状値	目標値 (2030／R12)
①他都市（トレーシー市・広尾町・揖斐川町）との友好・交流提携の事実を知っている町民の割合	住民意識調査	トレーシー 63.7% 広尾 49.8% 揖斐川 59.4% (R7)	トレーシー 75.0% 広尾 50.0% 揖斐川 65.0%

5 施策に係る取組（主要な事業など）

取組	担当課	方向性	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)
トレーシー市との相互交流	生涯学習課	→	実施			
揖斐川町・広尾町との友好交流の推進	魅力創造課	→	実施			

6 展望計画（2031（令和13）年度～2034（令和16）年度の展望）

- ・ 姉妹都市交流を深化させ、持続的なパートナーシップへの発展
- ・ 地域経済と結びついた交流の確立

7 関連するSDGsの目標

